

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年5月15日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース） 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース） 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース） 世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額（平成27年5月16日から平成28年5月13日まで） 各ファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

当有価証券届出書は、EDINETコードの「G08291」（世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）円コース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド））の「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース）、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド（旧ファンド名：世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド）」部分を分離したものです。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略 称	
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	各通貨 コース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース	ブラジルリアルコース	
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース	南アフリカランドコース	
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド	マネープールファンド	

それぞれのファンドを「ファンド」または「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の略称を使用する場合、「豪ドルコース」「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

なお、上記ファンドおよび委託者が設定・運用する下記のファンドを総称して「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」という場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそ

のときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、マネーパールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

(5) 【申込手数料】

(イ) 申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<マネーパールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド」構成ファンド間において、乗り換え(以下「スイッチング」³といいます。)が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド」を構成するファンド(委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。)を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンド(当該特定のファンドを含みます。)の取得申し込みをすることをいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成27年 5月16日から平成28年 5月13日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

<各通貨コース>

各ファンドは、追加型投信/内外/株式に属し、主として投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、追加型投信/国内/債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信 その他資産 ()
追加型	内 外	資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

<各ファンド共通>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<各通貨コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ

不動産投信	その他（ ）	中南米	為替ヘッジ
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））		アフリカ 中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	あり（ ） なし

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< マネープールファンド >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回（隔月）	欧州	
公債			
社債	年12回（毎月）	アジア	
その他債券			
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア	
不動産投信	その他（ ）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （投資信託証券 債券 一般））		アフリカ	
		中近東（中東）	
		エマージング	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

<各ファンド共通>

その他資産（投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
その他資産（投資信託証券（債券 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（含む日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし ^{（注）}	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

<各通貨コース>

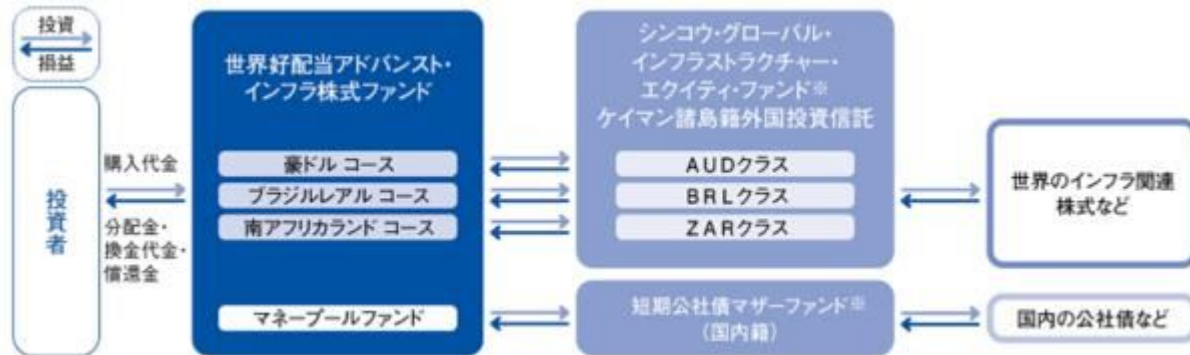
各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に短期公社債マザーファンドにも投資を行います。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドは新光投信とAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが共同で運用を行い、各クラスの受益証券は円建てで発行されます。短期公社債マザーファンドは新光投信が運用を行います。

b. ファンドの特色

ファンドの特色をよりご理解いただくため、「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンドに関する記載をする場合があります。

1. 各通貨コースは、主として世界のインフラ関連企業が発行する上場株式などに実質的に投資します。

銘柄選定にあたっては、企業の安定的なキャッシュフロー創出能力などに着目します。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」（以下「インフラファンド」という場合があります。）と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」は新光投信とAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが共同で運用を行い、「短期公社債マザーファンド」は新光投信が運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インフラファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

<マネープールファンド>

マネープールファンドは、短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドはスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、4つの通貨

コースとその他にマネーボールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネーボールファンド間でのスイッチングが可能です。

通貨コースは豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコースに加えて世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コースの4コースから選択できます。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間のほか、新光投信が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが実質的に株式などの運用を行います。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドについて



AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドはオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、160年もの歴史を誇るオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産（REITを含む）やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。

未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代後半から実績を積み重ね、現在の未上場インフラ関連企業への投資残高は75.6億豪ドル¹（約7,410億円²）になります。

1 2014年12月末時点

2 2014年12月末時点の豪ドル円為替レート、1豪ドル=98.07円で換算

各通貨コースの収益の源泉

1. 世界のインフラ関連企業の株式などへの投資

各通貨コースは、世界のインフラ関連企業の株式などを実質的な投資対象とすることで、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

「インフラ関連企業」とは、インフラ資産を実際に所有する、もしくは、運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。つまり、ピュア（純粋）なインフラ企業が主要投資対象となります。

「株式など」とは、上場株式、預託証券、MLP^{*}などの株式に類似する権利、上場投資信託証券を指します。

*MLPとはマスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称で、米国のエネルギーインフラへの投資促進などを目的とする共同投資事業形態のひとつです。

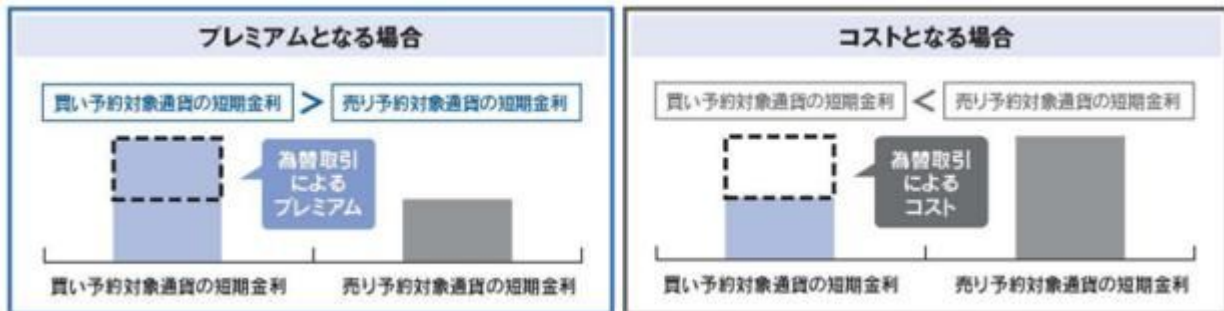
2. 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とコスト（金利差相当分の費用）

各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れる株式などの発行通貨を売り予約し、各通貨

コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨（国）により金利水準は異なるため、株式などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨と株式などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利が株式などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。



上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

一部の新興国通貨（ブラジルレアル）では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。

NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引について

NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

NDF取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

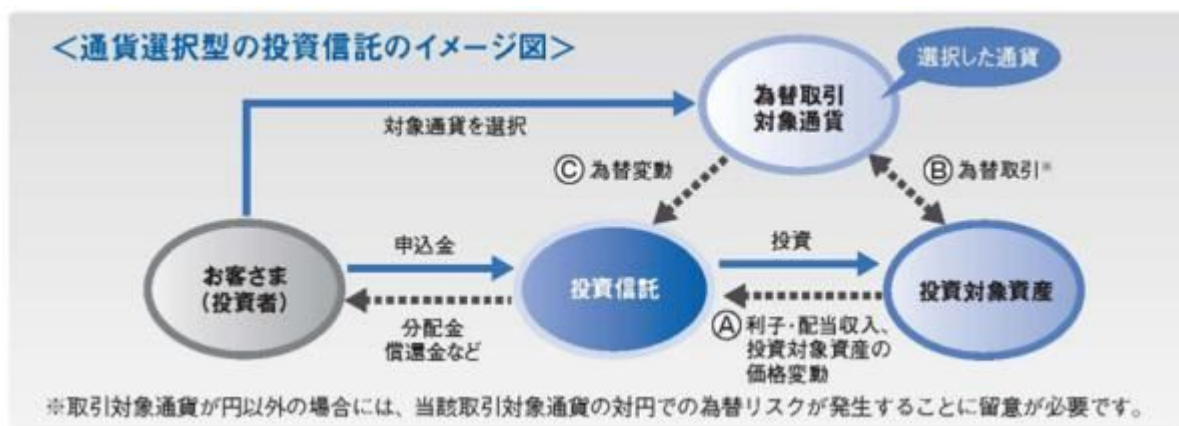


NDF 想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

3．為替変動による損益

実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

投資対象資産による収益（上図A部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図B部分）

- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

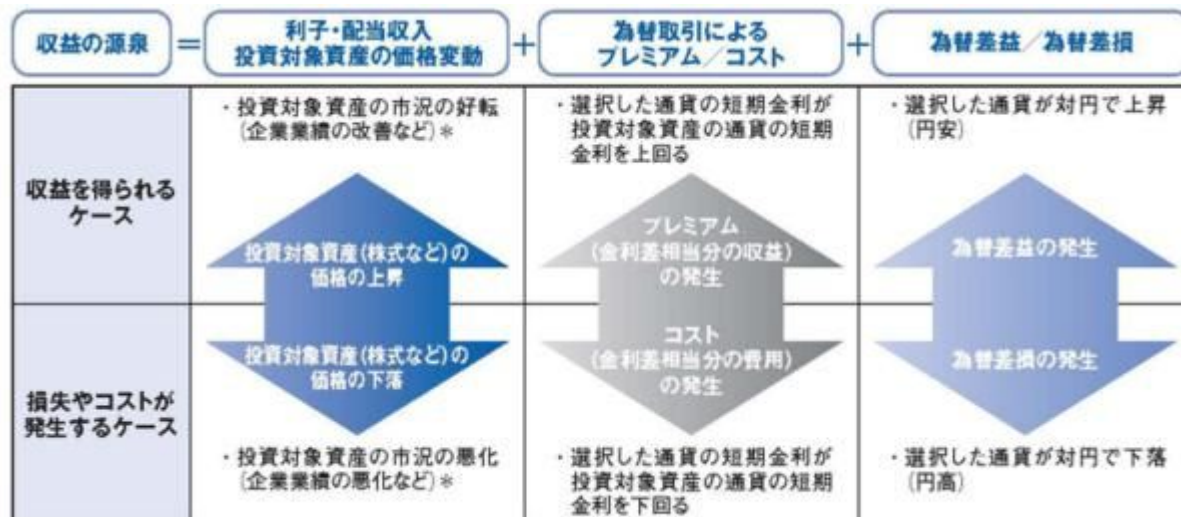
新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



*投資対象資産の価格の上昇/下落の要因は、資産の種類(株式、債券、不動産など)により異なります。

主な投資制限

<各通貨コース>

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

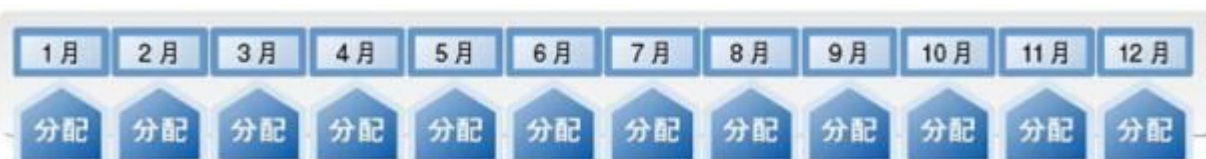
<マネープールファンド>

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

<各通貨コース>

原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

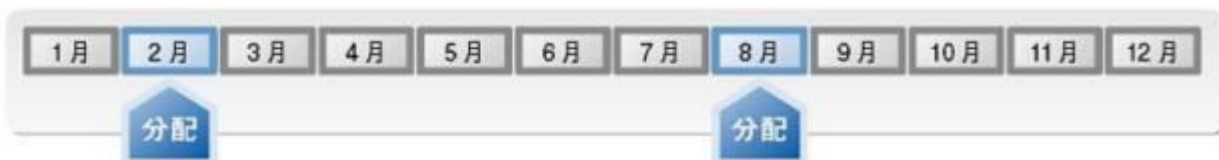
留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<マネープールファンド>

原則として、年2回（毎年2月、8月の各月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

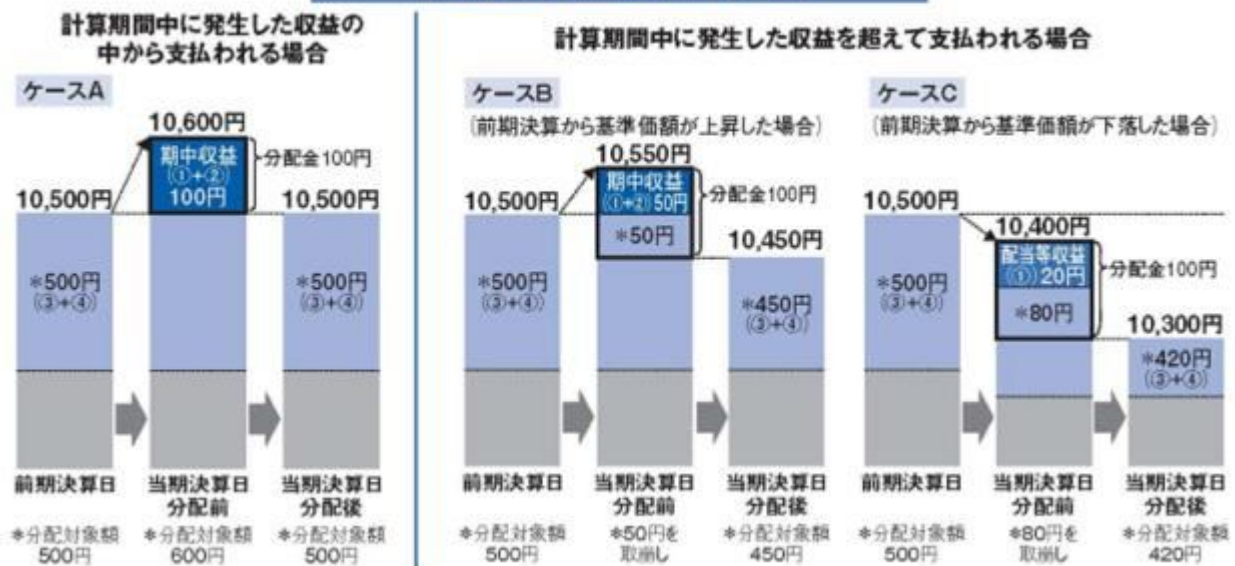
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超過して支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円

ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = 100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

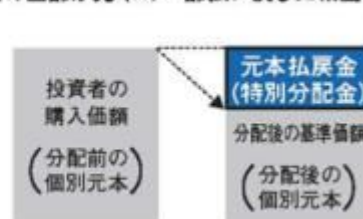
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c . 信託金限度額

<各通貨コース>

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンドにつき金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<マネープールファンド>

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年2月8日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成23年3月10日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成27年5月15日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出

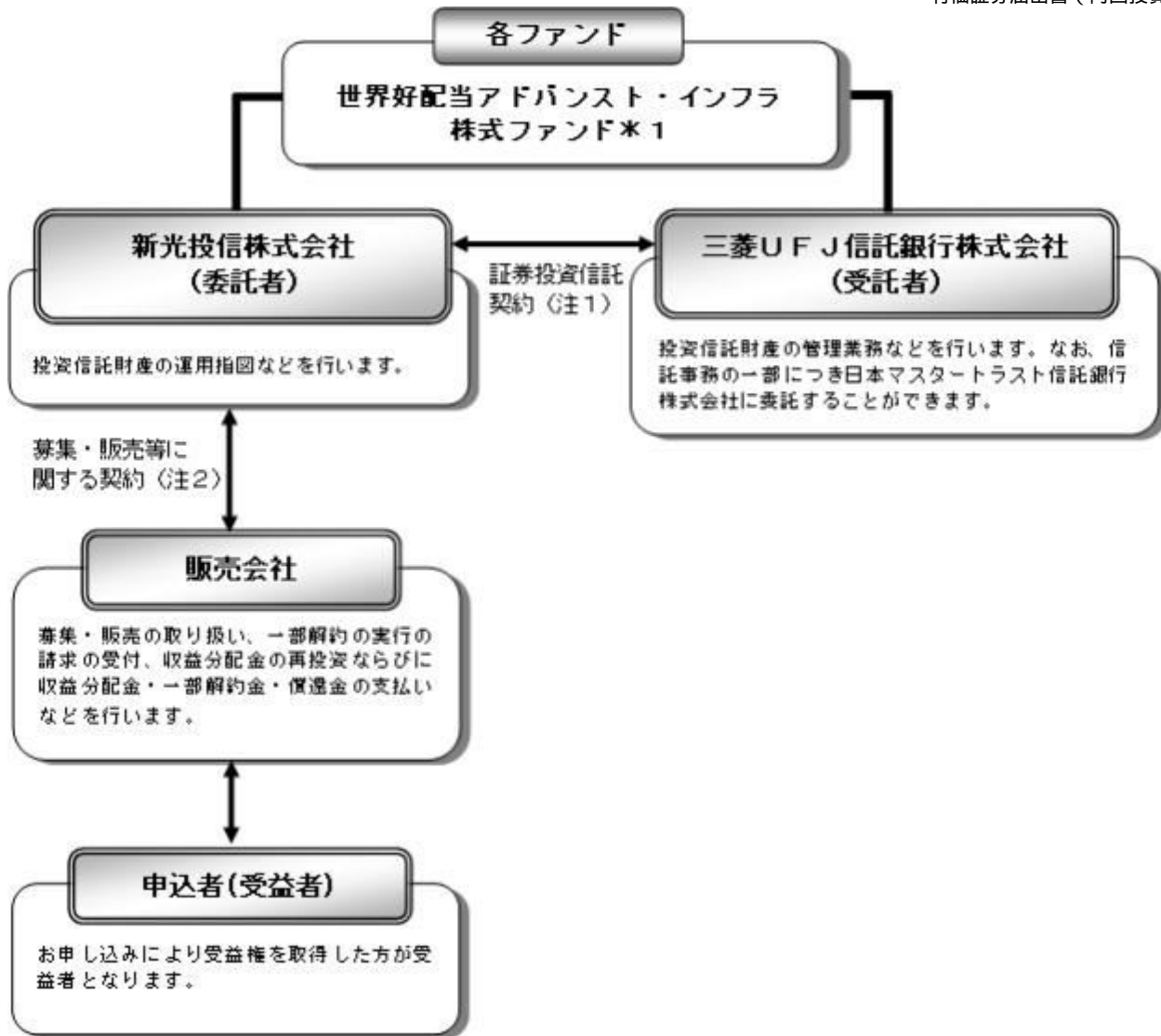
(3) 【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み

<各通貨コース>

図中の*1、*2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
*2	AUDクラス	BRLクラス	ZARクラス



(注1) 証券投資信託契約

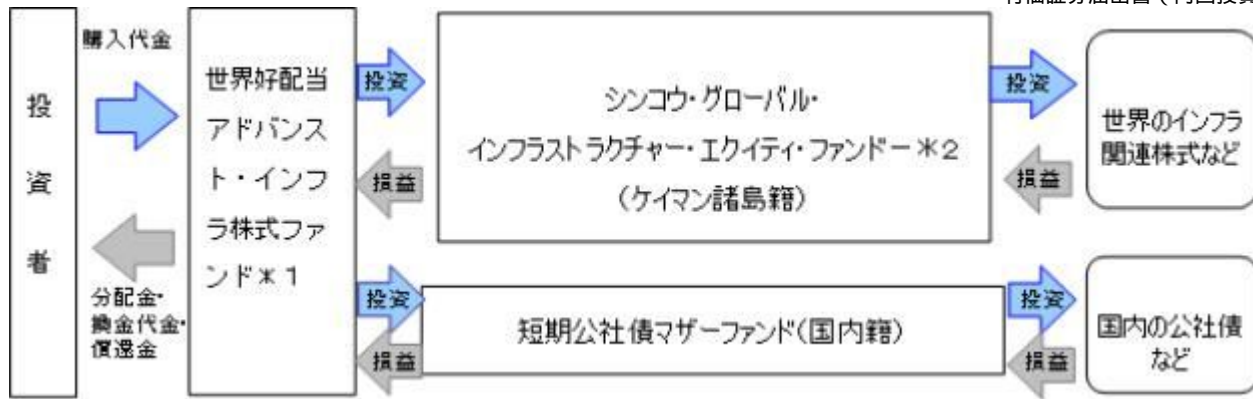
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

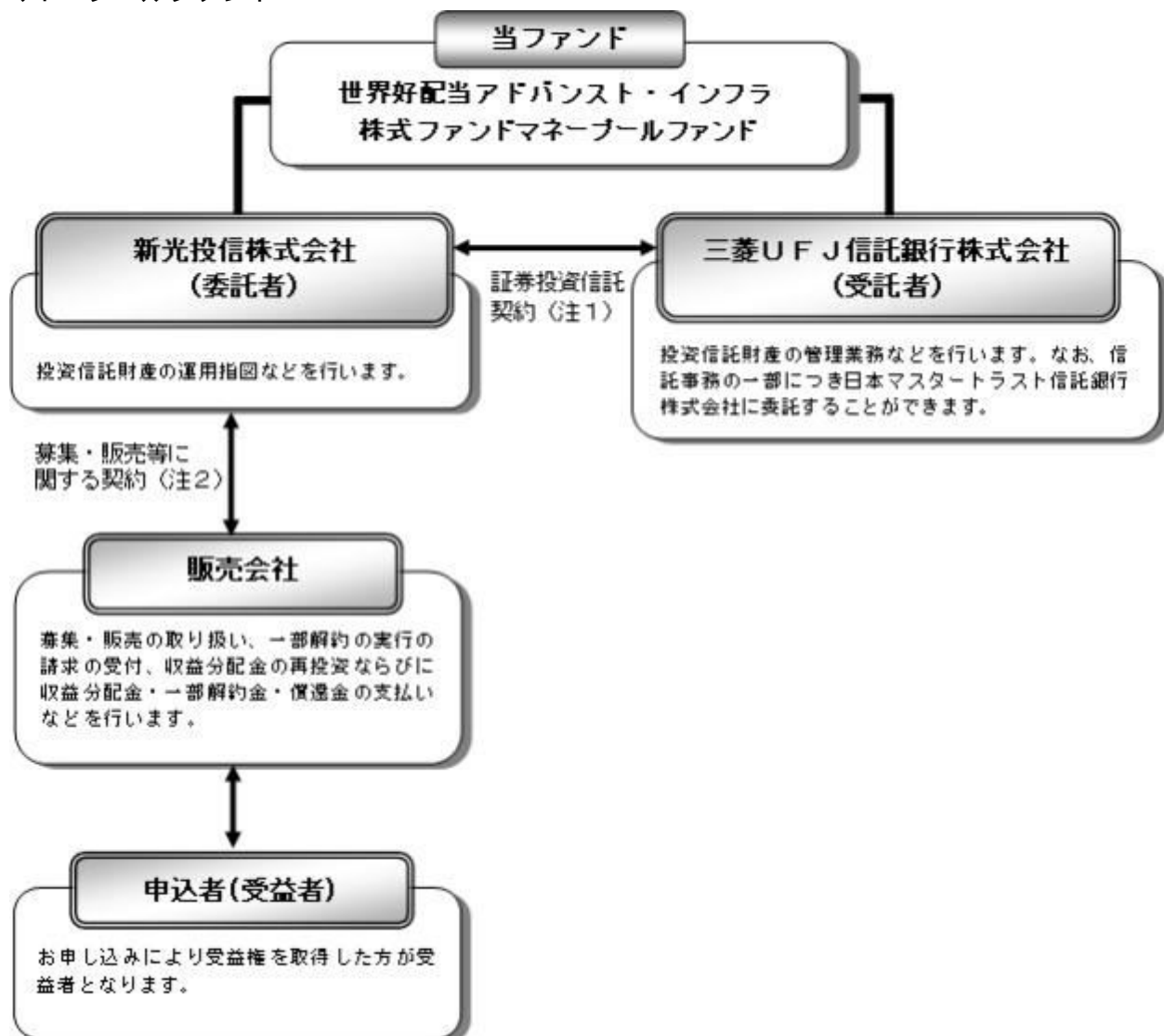
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



<マネープールファンド>



(注1) 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約

の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成27年2月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成27年2月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド-
豪ドルコース	AUDクラス
ブラジルリアルコース	BRLクラス
南アフリカランドコース	ZARクラス

(注) 各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 1. インフラファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<各通貨コース>

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

<マネープールファンド>

短期公社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

<各通貨コース>

以下の投資信託証券を通じて、主として新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する上場株式（預託証券を含みます。）、株式に類似する権利およびインフラ関連の上場投資信託証券（以下総称して「株式等」といいます。）に実質的に投資を行い、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - *（以下「インフラファンド」といいます。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インフラファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マネープールファンド>

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

<各通貨コース>

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<マネープールファンド>

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

(注) マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 2. 短期公社債マザーファンドの概要」をご参照ください。

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

<各通貨コース>

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

<マネーブルファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

<各通貨コース>

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - *円建受益証券

- 2．証券投資信託 マザーファンド受益証券

- 3．コマーシャル・ペーパー

- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マネープールファンド>

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)に限ります。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

15. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて

はこの限りではありません。

- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引

<マネープールファンドのみ>

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. インフラファンドの概要

ファンド名	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - AUDクラス / BRLクラス / ZARクラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	ボトムアップ・アプローチおよびトップダウン・アプローチに基づき、主として世界各国に上場するインフラストラクチャー関連の株式などに投資を行います。 米ドル以外の通貨建ての有価証券に対して、原則として当該有価証券の発行通貨売り / 米ドル買いの為替取引を行い、米ドルヘッジベースで現地源泉税を含む諸費用を考慮したトータルリターンを追求します。 そのうえで、クラスごとに以下の為替取引を行います。 AUDクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 BRLクラス：原則として、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。 ZARクラス：原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。 現時点において「Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index」を参考指数としております。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ・同一企業の発行済株式数の半数を超える株式への投資は行いません。 ・原則として、流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。
決算日	9月末
主な関係法人	投資顧問会社：新光投信株式会社 副投資顧問会社：AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.61%程度 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社ならびに管理事務代行会社への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
運用開始日	平成23年3月10日

2. 短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> 主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年8月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益配分方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年5月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

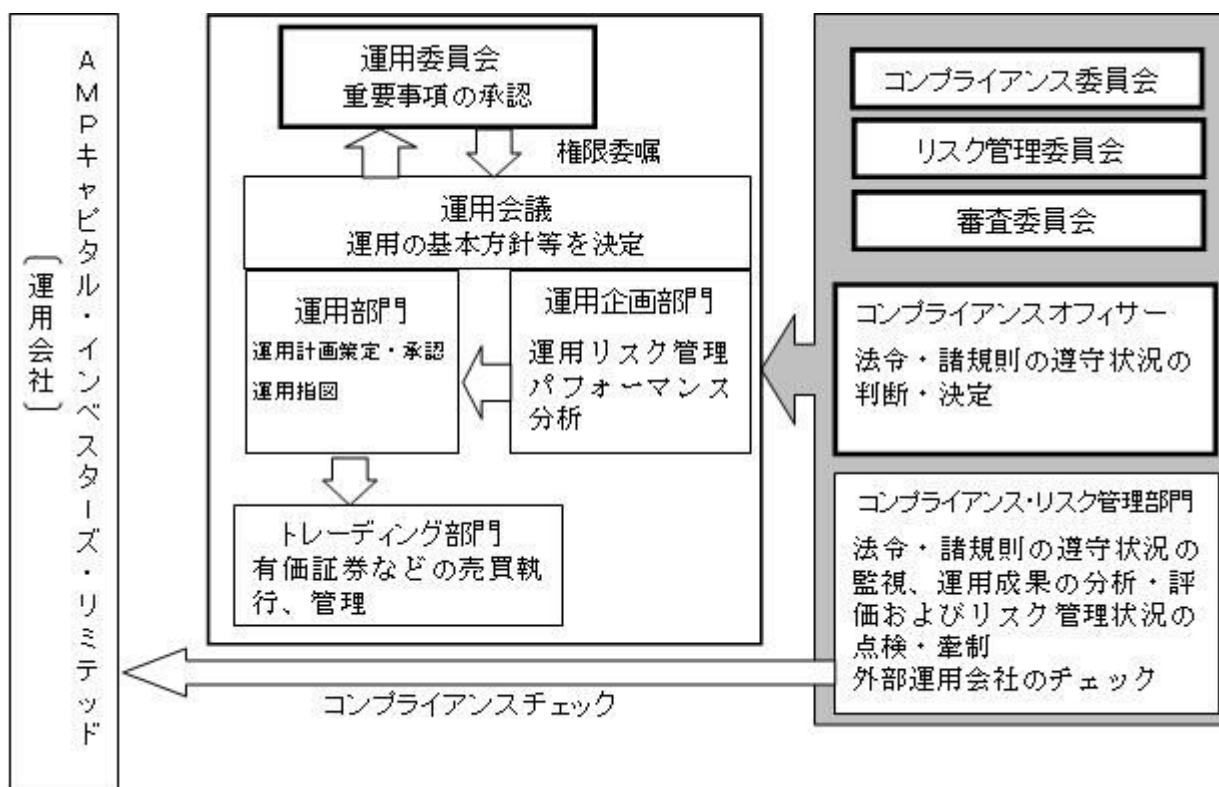
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成27年5月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

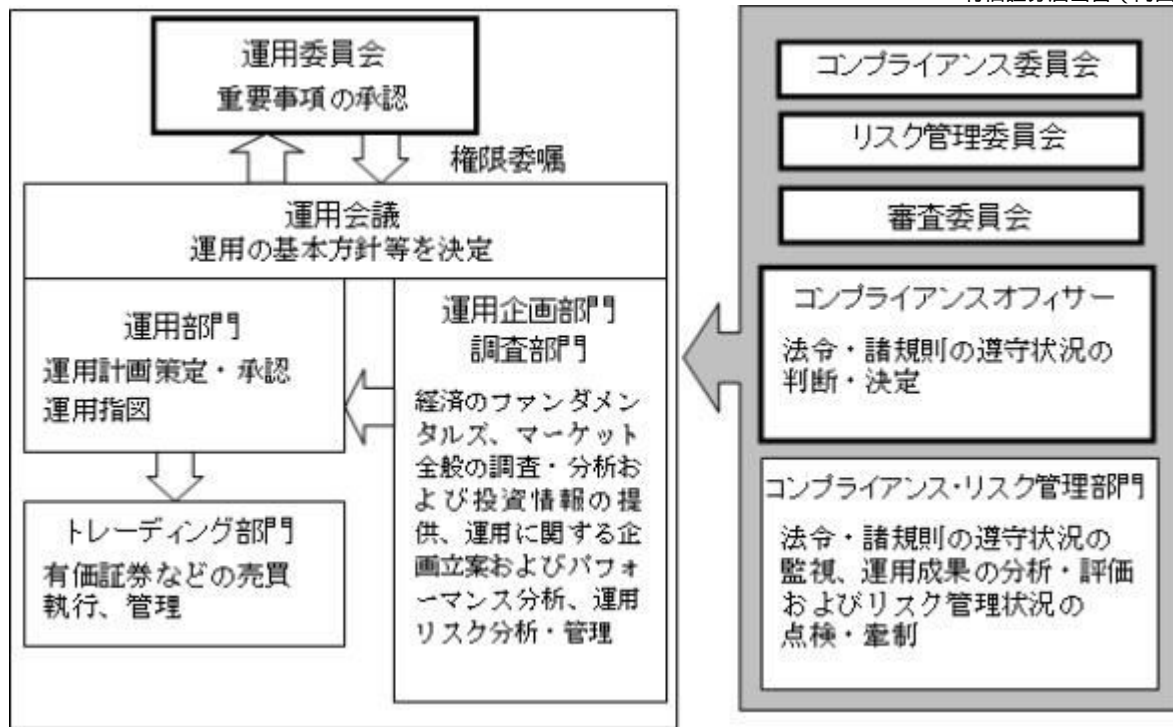
（3）【運用体制】

a．ファンドの運用体制

<各通貨コース>



<マネーボールファンド>



<各ファンド共通>

上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4)【分配方針】

a．収益分配方針

<各通貨コース>

収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

<マネープールファンド>

収益分配は年2回、原則として、2月、8月の各月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．収益分配方式

<各通貨コース>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<マネープールファンド>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 損失の繰り越し

<各ファンド共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 分配金の取り扱い

<各ファンド共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

できます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二) 上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<マネープールファンド>

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c．投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

d．同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h．資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i. 利害関係人等との取引等

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

j. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令に定める投資制限

<マネープールファンドのみ>

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信

託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、各通貨コースにおいて、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

<各ファンド共通>

a．信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

<各通貨コース>

d．為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うため、各通貨コースの基準価額は実質的に当該対象通貨の為替変動の影響を受けます。ただし、為替取引の状況によっては外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の影響を受ける場合があります。対象通貨が新興国通貨の場合には、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

e．株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

f．特定の業種・有価証券の種類への投資リスク

各通貨コースで実質的に投資する株式などの銘柄は、限定されたインフラ関連の業種が中心となります。したがって、幅広い銘柄に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変

動が大きくなる可能性があります。また、株式などの中には、上場普通株に加えて、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券が含まれます。普通株に類似した性格を持つ証券ではあるものの、それぞれの市場において普通株とは異なる取引上や税制上の取り扱いを受ける場合があります、結果的に基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

g．特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

h．カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

<各ファンド共通>

i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

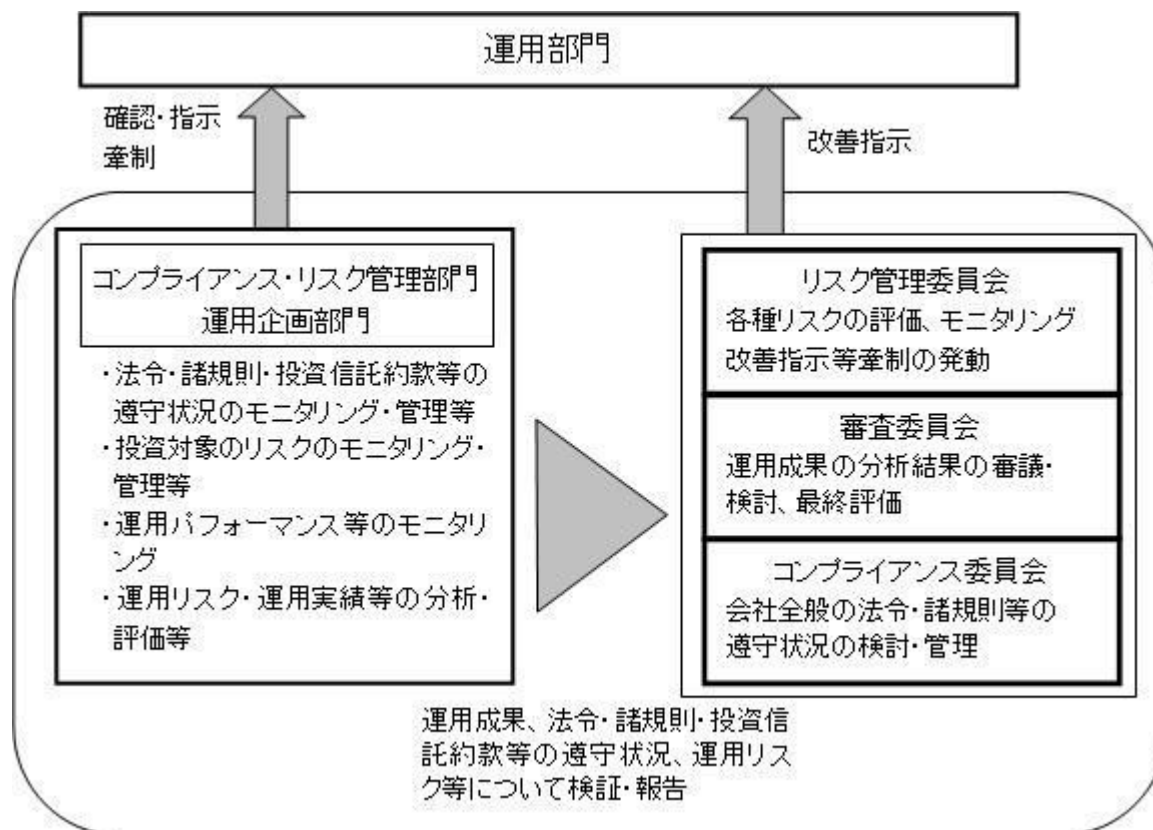
(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

（２）リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

＜参考情報＞

豪ドルコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

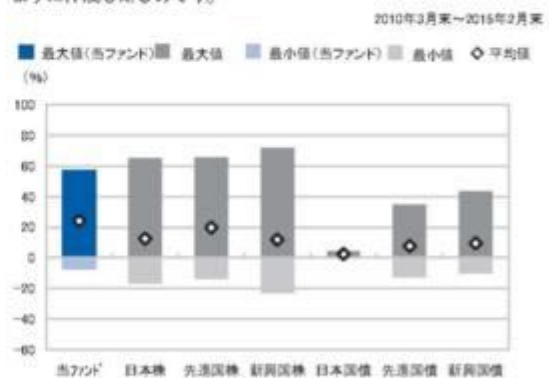


- ※分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2012年3月から2015年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	57.1	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	△7.3	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	24.1	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年3月から2015年2月の5年間(当ファンドは2012年3月から2015年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ブラジルリアルコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ※分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2012年3月から2015年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

南アフリカランドコース

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

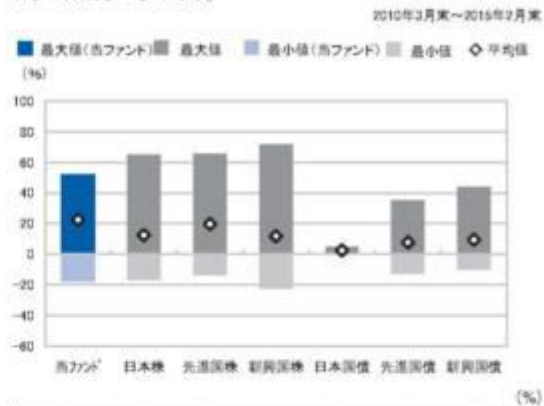


- ※分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2012年3月から2015年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

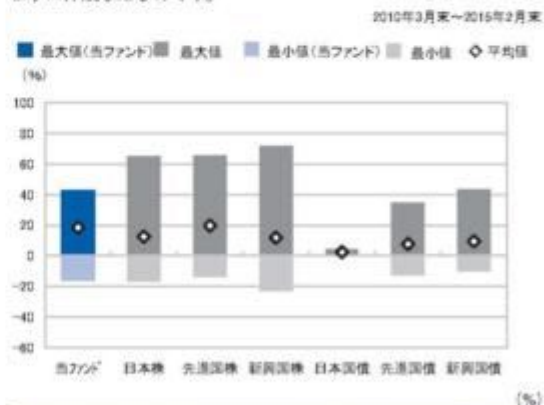


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	52.4	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	△17.8	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	22.5	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年3月から2015年2月の5年間の当ファンドは2012年3月から2015年2月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



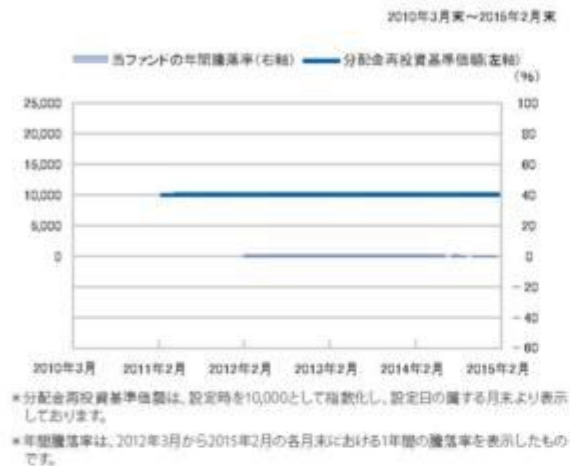
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	43.1	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	△16.3	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	18.4	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年3月から2015年2月の5年間の当ファンドは2012年3月から2015年2月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

投資リスク

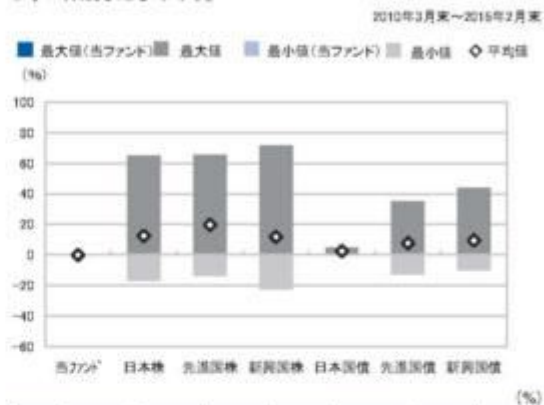
マネープールファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2010年3月から2015年2月の5年間(当ファンドは2010年3月から2015年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、割引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに開する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Incが開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Incに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP Morgan Securities LLCに帰属します。本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

（イ）申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

（ロ）スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」³といいます。）が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、マネープールファンドのお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成するファンド（委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。）を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンド（当該特定のファンドを含みま

す。)の取得申し込みをすることをいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

a. 解約時手数料

<各ファンド共通>

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

<各通貨コース>

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

<マネーパールファンド>

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

<各通貨コース>

日々のファンドの純資産総額に年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して年率1.8304%（税抜1.74%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

<ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分>

委託者	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.75%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.61%程度	インフラファンドの信託報酬です。短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^(注)	年率1.8304%（税抜1.74%）程度	-

(注) インフラファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。ただし、投資対象とする投資信託証券の報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。

<マネーパールファンド>

日々のファンドの純資産総額に以下に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

当月の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担

保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値)に応じた下表の率とします。

< 信託報酬の配分 >

月中平均 コール・ レート	0.15%未満	0.15%以上 0.30%未満	0.30%以上 0.60%未満	0.60%以上 1.00%未満	1.00%以上	
信託報酬 (対純資産 総額・年 率)	0.0648% (税抜0.06%)	0.1620% (税抜0.15%)	0.3240% (税抜0.30%)	0.5400% (税抜0.50%)	0.6480% (税抜0.60%)	-
委託者	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.20% (税抜)	0.30% (税抜)	委託した資金の 運用、基準価額 の算出などの対 価
販売会社	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.20% (税抜)	0.20% (税抜)	購入後の情報提 供、運用報告書 など各種書類の 送付、分配金・ 償還金・換金代 金支払などの事 務手続きなどの 対価
受託者	0.02% (税抜)	0.05% (税抜)	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	0.10% (税抜)	運用財産の管 理、委託者から の指図の実行な どの対価

(4) 【その他の手数料等】

< 各通貨コース >

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 各通貨コースが主要投資対象とするインフラファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用などがかかります。
- e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

<マネーボールファンド>

- a. 諸経費は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができま。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算がでま。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成27年2月末現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

(平成27年 2月27日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,745,098,352	95.24
親投資信託受益証券	日本	18,113,280	0.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		418,386,288	4.55
純資産総額		9,181,597,920	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

(平成27年 2月27日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4,864,343,000	97.55
親投資信託受益証券	日本	33,879,656	0.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		88,269,945	1.77
純資産総額		4,986,492,601	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

(平成27年 2月27日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	289,176,681	98.03
親投資信託受益証券	日本	1,634,808	0.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,148,469	1.40
純資産総額		294,959,958	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

(平成27年 2月27日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,655,534	95.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		82,462	4.74
純資産総額		1,737,996	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（参考）短期公社債マザーファンド

（平成27年 2月27日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	359,999,749	89.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		43,255,698	10.72
純資産総額		403,255,447	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

イ. 評価額上位銘柄明細

（平成27年 2月27日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ・グローバル・インフラ ストラクチャー・エクイティ・ ファンド - AUDクラス	5,479,728,274	1.58	8,671,704,506	1.5959	8,745,098,352	95.24
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	17,759,859	1.0199	18,113,280	1.0199	18,113,280	0.19

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

（平成27年 2月27日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.24
親投資信託受益証券	0.19
合計	95.44

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

イ. 評価額上位銘柄明細

（平成27年 2月27日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	--------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - BRLクラス	4,666,036,451	1.06	4,964,662,783	1.0425	4,864,343,000	97.55
2	日本	親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	33,218,606	1.0199	33,879,656	1.0199	33,879,656	0.67

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成27年 2月27日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.55
親投資信託受益証券	0.67
合計	98.22

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年 2月27日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - ZARクラス	230,236,211	1.23	284,733,122	1.256	289,176,681	98.03
2	日本	親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,602,911	1.0199	1,634,808	1.0199	1,634,808	0.55

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成27年 2月27日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.55
合計	98.59

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年 2月27日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,623,232	1.0199	1,655,534	1.0199	1,655,534	95.25

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成27年 2月27日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.25
合計	95.25

(参考)短期公社債マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年 2月27日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第502回国庫 短期証券	200,000,000	99.99	199,999,928	99.99	199,999,928		2015.03.30	49.59
2	日本	国債証券	第438回国庫 短期証券	110,000,000	99.99	109,999,871	99.99	109,999,871		2015.03.20	27.27
3	日本	国債証券	第515回国庫 短期証券	50,000,000	99.99	49,999,950	99.99	49,999,950		2015.06.01	12.39

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成27年 2月27日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	89.27
合計	89.27

【投資不動産物件】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

該当事項はありません。

(参考)短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

該当事項はありません。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

該当事項はありません。

（参考）短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成23年 8月15日）	12,795,933,140	12,879,442,879	0.9194	0.9254
第2特定期間末（平成24年 2月15日）	8,844,339,799	8,895,259,396	1.0422	1.0482
第3特定期間末（平成24年 8月15日）	4,633,744,299	4,660,689,417	1.0318	1.0378
第4特定期間末（平成25年 2月15日）	4,085,262,830	4,104,579,131	1.2690	1.2750
第5特定期間末（平成25年 8月15日）	3,518,229,384	3,535,305,159	1.2362	1.2422
第6特定期間末（平成26年 2月17日）	2,777,412,480	2,789,794,545	1.3459	1.3519
第7特定期間末（平成26年 8月15日）	3,111,207,207	3,152,208,060	1.5176	1.5376
第8特定期間末（平成27年 2月16日）	8,874,747,538	8,996,656,567	1.4560	1.4760

平成26年 2月末日	2,751,353,890		1.3470
3月末日	2,812,390,018		1.4150
4月末日	2,772,433,924		1.4374
5月末日	2,579,746,502		1.4635
6月末日	2,879,092,096		1.5475
7月末日	2,979,991,050		1.5416
8月末日	3,498,372,062		1.5871
9月末日	4,683,581,261		1.5292
10月末日	5,720,042,981		1.5174
11月末日	7,271,150,389		1.6135
12月末日	7,877,286,892		1.5472
平成27年 1月末日	8,540,522,793		1.4504
2月末日	9,181,597,920		1.4677

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成23年 8月15日）	23,036,732,173	23,290,435,294	0.9080	0.9180
第2特定期間末（平成24年 2月15日）	18,551,630,012	18,751,324,345	0.9290	0.9390
第3特定期間末（平成24年 8月15日）	9,275,000,150	9,393,611,086	0.7820	0.7920
第4特定期間末（平成25年 2月15日）	8,969,441,411	9,061,612,360	0.9731	0.9831
第5特定期間末（平成25年 8月15日）	8,342,553,338	8,436,365,346	0.8893	0.8993
第6特定期間末（平成26年 2月17日）	6,558,417,037	6,628,158,601	0.9404	0.9504
第7特定期間末（平成26年 8月15日）	5,433,424,268	5,482,202,919	1.1139	1.1239
第8特定期間末（平成27年 2月16日）	5,082,719,004	5,128,998,601	1.0983	1.1083
平成26年 2月末日	6,511,402,680		0.9690	
3月末日	6,321,964,316		1.0193	
4月末日	5,994,729,350		1.0493	
5月末日	5,806,833,740		1.0692	
6月末日	5,863,682,024		1.1393	
7月末日	5,578,652,062		1.1332	
8月末日	5,675,165,319		1.1737	
9月末日	5,478,142,687		1.1258	
10月末日	5,462,147,195		1.1343	
11月末日	5,883,782,409		1.2134	
12月末日	5,539,569,705		1.1479	
平成27年 1月末日	5,432,982,081		1.1708	
2月末日	4,986,492,601		1.0763	

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成23年 8月15日）	605,520,868	609,734,567	0.8622	0.8682
第2特定期間末（平成24年 2月15日）	315,999,644	318,156,260	0.8792	0.8852
第3特定期間末（平成24年 8月15日）	186,925,821	188,259,469	0.8410	0.8470
第4特定期間末（平成25年 2月15日）	220,982,218	222,351,393	0.9684	0.9744
第5特定期間末（平成25年 8月15日）	977,593,829	983,764,821	0.9505	0.9565
第6特定期間末（平成26年 2月17日）	794,612,805	799,541,692	0.9673	0.9733
第7特定期間末（平成26年 8月15日）	346,155,286	347,997,525	1.1274	1.1334
第8特定期間末（平成27年 2月16日）	294,237,286	295,646,970	1.2524	1.2584
平成26年 2月末日	732,807,775		0.9883	
3月末日	580,360,717		1.0205	
4月末日	499,118,803		1.0396	
5月末日	421,536,595		1.0703	
6月末日	407,891,829		1.1075	
7月末日	349,376,535		1.1204	
8月末日	352,481,517		1.1680	
9月末日	340,031,518		1.1494	
10月末日	329,850,182		1.1831	
11月末日	342,265,209		1.3058	
12月末日	326,400,432		1.2528	
平成27年 1月末日	311,718,224		1.2471	
2月末日	294,959,958		1.2710	

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成23年 8月15日）	1,000,169	1,000,169	1.0002	1.0002
第2計算期間末（平成24年 2月15日）	9,963,302	9,963,302	1.0003	1.0003
第3計算期間末（平成24年 8月15日）	1,163,551	1,163,551	1.0005	1.0005
第4計算期間末（平成25年 2月15日）	1,163,725	1,163,725	1.0007	1.0007
第5計算期間末（平成25年 8月15日）	1,000,834	1,000,834	1.0008	1.0008
第6計算期間末（平成26年 2月17日）	1,000,969	1,000,969	1.0010	1.0010
第7計算期間末（平成26年 8月15日）	1,738,421	1,738,421	1.0009	1.0009
第8計算期間末（平成27年 2月16日）	1,738,029	1,738,029	1.0007	1.0007
平成26年 2月末日	1,000,956		1.0010	
3月末日	1,000,916		1.0009	
4月末日	1,000,971		1.0010	
5月末日	1,000,932		1.0009	

6月末日	1,000,892		1.0009
7月末日	1,000,946		1.0009
8月末日	1,738,379		1.0009
9月末日	1,738,283		1.0008
10月末日	1,738,353		1.0009
11月末日	1,738,269		1.0008
12月末日	1,738,173		1.0008
平成27年 1月末日	1,738,080		1.0007
2月末日	1,737,996		1.0007

【分配の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0240
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0360
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0360
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0360
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0360
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0360
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0780
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.1200

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0400
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0600
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0600
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0600
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0600
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0600
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0600
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0600

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0240
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0360
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0360
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0360
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0360
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0360
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0360
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0360

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0000
第2計算期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0000
第3計算期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0000
第4計算期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0000
第5計算期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0000
第6計算期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0000
第7計算期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0000
第8計算期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0000

【収益率の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	5.7
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	17.3
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	2.5
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	26.5
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.3
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	11.8
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	18.6
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	3.8

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	5.2
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	8.9
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	9.4
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	32.1
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	2.4
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	12.5
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	24.8
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	4.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	11.4
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	6.1
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.3
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	19.4
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	1.9
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	5.6
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	20.3
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	14.3

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.02
第2計算期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.01
第3計算期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.02
第4計算期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.02
第5計算期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.01
第6計算期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.02
第7計算期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.01
第8計算期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.02

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	14,153,694,080	235,404,201
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	1,765,949,249	7,197,639,589
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	1,088,796,027	5,084,542,502
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	283,643,166	1,555,112,672
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	327,899,217	701,320,264
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	117,817,491	900,102,361
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	600,669,767	614,304,716
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	4,203,750,390	158,341,609

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	25,677,075,824	306,763,636
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	5,783,659,842	11,184,538,669
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	2,202,521,590	10,310,861,256
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	1,033,159,788	3,677,158,570
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	2,317,453,338	2,153,347,354
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	413,824,610	2,820,869,039
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	507,303,088	2,603,594,401
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	496,810,388	746,715,842

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	718,868,337	16,585,012
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	49,166,809	392,013,971
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	125,860,257	263,021,611
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	79,121,215	73,200,087
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	860,341,407	60,038,618
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	47,412,856	254,430,342
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	2,699,763	517,141,077
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	10,824,529	82,916,973

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	平成23年 3月10日 ~ 平成23年 8月15日	1,010,000	10,000
第2計算期間	平成23年 8月16日 ~ 平成24年 2月15日	8,960,153	0
第3計算期間	平成24年 2月16日 ~ 平成24年 8月15日	0	8,797,241
第4計算期間	平成24年 8月16日 ~ 平成25年 2月15日	0	0
第5計算期間	平成25年 2月16日 ~ 平成25年 8月15日	0	162,912
第6計算期間	平成25年 8月16日 ~ 平成26年 2月17日	0	0
第7計算期間	平成26年 2月18日 ~ 平成26年 8月15日	736,837	0
第8計算期間	平成26年 8月16日 ~ 平成27年 2月16日	0	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド

2015年2月27日現在

豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

(2011年3月10日～2015年2月27日)



<分配の推移>

2015年2月	200円
2015年1月	200円
2014年12月	200円
2014年11月	200円
2014年10月	200円
直近1年累計	1,980円
設定来累計	4,020円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド-AUDクラス	95.24%
短期公社債マザーファンド	0.19%
合計	95.44%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2011年については設定時から12月末まで、2015年については年年初から2月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

15

運用実績

2015年2月27日現在

ブラジルリアルコース

<基準価額・純資産の推移> (2011年3月10日～2015年2月27日)



<分配の推移>

2015年2月	100円
2015年1月	100円
2014年12月	100円
2014年11月	100円
2014年10月	100円
直近1年累計	1,200円
設定来累計	4,600円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド・BRLクラス	97.55%
短期公社債マザーファンド	0.67%
合計	98.22%

暦年ベース

<年間収益率の推移>



南アフリカランドコース

<基準価額・純資産の推移> (2011年3月10日～2015年2月27日)



<分配の推移>

2015年2月	60円
2015年1月	60円
2014年12月	60円
2014年11月	60円
2014年10月	60円
直近1年累計	720円
設定来累計	2,760円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド・ZARクラス	98.03%
短期公社債マザーファンド	0.55%
合計	98.59%

暦年ベース

<年間収益率の推移>



※基準価額は1万円当たり・信託何割控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2011年については設定時から12月末まで、2015年については年初から2月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

※当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

※最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

2015年2月27日現在

マネープールファンド

<基準価額・純資産の推移>

(2011年3月10日～2015年2月27日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

<分配の推移>

2015年2月	0円
2014年8月	0円
2014年2月	0円
2013年8月	0円
2013年2月	0円
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	85.03%
その他資産	14.97%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄 (短期公社債マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第502回国庫短期証券	2015/03/30	-	49.59%
第438回国庫短期証券	2015/03/20	-	27.27%
第515回国庫短期証券	2015/06/01	-	12.39%
-	-	-	-
-	-	-	-

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数: 3銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2011年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2015年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの株式等組入上位5銘柄 (2月26日現在)

銘柄名	国・地域	業種	比率
Williams Cos Inc/The	アメリカ	石油・ガス貯蔵・配送	6.7%
Kinder Morgan Inc/DE	アメリカ	石油・ガス貯蔵・配送	6.5%
National Grid PLC	イギリス	送配電設備	6.1%
Eutelsat Communications SA	フランス	通信	4.0%
Crown Castle International Corp	アメリカ	通信	3.9%

※AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドなどからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する割合です。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

17

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングによりファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、スイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド*自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

・上記の*には次の表の各ファンドの名称をあてはめてご覧ください。

豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース	マネープールファンド
--------	------------	-------------	------------

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
豪ドルコース、 南アフリカランドコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日
ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日

また、各通貨コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得

およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとしします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとしします。

	申込受付休止日
豪ドルコース、 南アフリカランドコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日

ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 サンパウロ証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 シドニーの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日
------------	---

- (ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

<各通貨コース>

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

<マネープールファンド>

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成33年2月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

<各通貨コース>

各ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<マネープールファンド>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受

託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停

止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c . 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

以下「第3 ファンドの経理状況」につきましては、旧ファンド名で記載しております。

第3【ファンドの経理状況】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期特定期間（平成26年8月16日から平成27年2月16日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成26年8月16日から平成27年2月16日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	225,588,065	556,382,527
投資信託受益証券	2,987,582,454	8,436,704,506
親投資信託受益証券	18,111,504	18,113,280
未収利息	262	729
流動資産合計	3,231,282,285	9,011,201,042
資産合計	3,231,282,285	9,011,201,042
負債の部		
流動負債		
未払金	76,000,000	-
未払収益分配金	41,000,853	121,909,029
未払解約金	-	5,371,660
未払受託者報酬	81,179	241,860
未払委託者報酬	2,976,691	8,868,120
その他未払費用	16,355	62,835
流動負債合計	120,075,078	136,453,504
負債合計	120,075,078	136,453,504
純資産の部		
元本等		
元本	2,050,042,692	6,095,451,473
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,061,164,515	2,779,296,065
（分配準備積立金）	685,733,843	1,002,321,501
元本等合計	3,111,207,207	8,874,747,538
純資産合計	3,111,207,207	8,874,747,538
負債純資産合計	3,231,282,285	9,011,201,042

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期特定期間		第8期特定期間	
	自	平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自	平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
営業収益				
受取配当金		91,998,086		226,739,184
受取利息		23,610		97,631
有価証券売買等損益		393,293,596		81,876,172
営業収益合計		485,315,292		144,960,643
営業費用				
受託者報酬		441,502		1,002,792
委託者報酬		16,188,488		36,769,157
その他費用		82,528		235,265
営業費用合計		16,712,518		38,007,214
営業利益		468,602,774		106,953,429
経常利益		468,602,774		106,953,429
当期純利益		468,602,774		106,953,429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		12,925,106		7,588,794
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		713,734,839		1,061,164,515
剰余金増加額又は欠損金減少額		313,167,953		2,215,391,910
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		313,167,953		2,215,391,910
剰余金減少額又は欠損金増加額		271,816,061		77,426,787
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		271,816,061		77,426,787
分配金		149,599,884		519,198,208
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,061,164,515		2,779,296,065

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成26年 8月16日から平成27年 2月16日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 2,050,042,692口	1. 特定期間末日における受益権の総数 6,095,451,473口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5176円 (1万口当たり純資産額) (15,176円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4560円 (1万口当たり純資産額) (14,560円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第35期（自 平成26年 2月18日 至 平成26年 3月17日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,907,470円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（148,846,507円）及び分配準備積立金（713,689,695円）より分配対象収益は874,443,672円（1万口当たり4,387.95円）であり、うち11,956,951円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>第36期（自 平成26年 3月18日 至 平成26年 4月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,001,351円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（147,727,210円）及び分配準備積立金（704,256,866円）より分配対象収益は865,985,427円（1万口当たり4,399.54円）であり、うち11,810,068円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>第37期（自 平成26年 4月16日 至 平成26年 5月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,639,071円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（48,439,691円）、信託約款に定める収益調整金（146,935,469円）及び分配準備積立金（649,585,834円）より分配対象収益は857,600,065円（1万口当たり4,676.57円）であり、うち11,002,870円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>第38期（自 平成26年 5月16日 至 平成26年 6月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,298,938円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（75,992,996円）、信託約款に定める収益調整金（183,560,504円）及び分配準備積立金（650,741,279円）より分配対象収益は922,593,717円（1万口当たり5,109.68円）であり、うち36,111,541円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>	<p>第41期（自 平成26年 8月16日 至 平成26年 9月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,593,868円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（77,744,232円）、信託約款に定める収益調整金（612,278,385円）及び分配準備積立金（663,078,754円）より分配対象収益は1,373,695,239円（1万口当たり5,705.74円）であり、うち48,151,172円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第42期（自 平成26年 9月17日 至 平成26年10月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,956,288円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,064,961,890円）及び分配準備積立金（729,760,032円）より分配対象収益は1,819,678,210円（1万口当たり5,424.49円）であり、うち67,091,123円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第43期（自 平成26年10月16日 至 平成26年11月17日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,849,425円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（300,933,203円）、信託約款に定める収益調整金（1,404,291,736円）及び分配準備積立金（716,479,132円）より分配対象収益は2,456,553,496円（1万口当たり6,104.57円）であり、うち80,482,025円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第44期（自 平成26年11月18日 至 平成26年12月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,023,825円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,727,869,096円）及び分配準備積立金（1,011,242,635円）より分配対象収益は2,773,135,556円（1万口当たり5,937.37円）であり、うち93,412,920円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>
-----------------	--	--

<p>第39期（自 平成26年 6月17日 至 平成26年 7月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,599,865円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（74,681,600円）、信託約款に定める収益調整金（285,093,763円）及び分配準備積立金（649,190,248円）より分配対象収益は1,025,565,476円（1万口当たり5,438.09円）であり、うち37,717,601円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第40期（自 平成26年 7月16日 至 平成26年 8月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,596,689円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（10,109,761円）、信託約款に定める収益調整金（386,090,894円）及び分配準備積立金（689,368,024円）より分配対象収益は1,102,165,368円（1万口当たり5,376.29円）であり、うち41,000,853円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>	<p>第45期（自 平成26年12月16日 至 平成27年 1月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,048,743円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,105,518,457円）及び分配準備積立金（997,914,579円）より分配対象収益は3,142,481,779円（1万口当たり5,811.23円）であり、うち108,151,939円（1万口当たり200円）を分配しております。</p> <p>第46期（自 平成27年 1月16日 至 平成27年 2月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（50,713,904円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,428,074,664円）及び分配準備積立金（993,056,667円）より分配対象収益は3,471,845,235円（1万口当たり5,695.78円）であり、うち121,909,029円（1万口当たり200円）を分配しております。</p>
---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
期首元本額	2,063,677,641円	2,050,042,692円
期中追加設定元本額	600,669,767円	4,203,750,390円
期中一部解約元本額	614,304,716円	158,341,609円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	11,064,083	134,525,603
親投資信託受益証券	0	0
合計	11,064,083	134,525,603

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・ エクイティ・ファンド - AUDクラス	5,332,935,845	8,436,704,506	
投資信託受益証券 小計		5,332,935,845	8,436,704,506	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	17,759,859	18,113,280	
親投資信託受益証券 小計		17,759,859	18,113,280	
合計		5,350,695,704	8,454,817,786	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	174,993,287	147,445,302
投資信託受益証券	5,293,021,047	4,964,662,783
親投資信託受益証券	33,876,334	33,879,656
未収利息	203	193
流動資産合計	5,501,890,871	5,145,987,934
資産合計	5,501,890,871	5,145,987,934
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	48,778,651	46,279,597
未払解約金	13,962,818	11,261,333
未払受託者報酬	151,189	151,038
未払委託者報酬	5,543,606	5,538,020
その他未払費用	30,339	38,942
流動負債合計	68,466,603	63,268,930
負債合計	68,466,603	63,268,930
純資産の部		
元本等		
元本	4,877,865,155	4,627,959,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	555,559,113	454,759,303
（分配準備積立金）	708,195,313	717,221,285
元本等合計	5,433,424,268	5,082,719,004
純資産合計	5,433,424,268	5,082,719,004
負債純資産合計	5,501,890,871	5,145,987,934

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期特定期間		第8期特定期間	
	自	平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自	平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
営業収益				
受取配当金		376,868,701		321,684,833
受取利息		31,495		32,109
有価証券売買等損益		1,025,894,384		70,354,942
営業収益合計		1,402,794,580		251,362,000
営業費用				
受託者報酬		940,342		896,169
委託者報酬		34,479,151		32,859,353
その他費用		175,497		207,792
営業費用合計		35,594,990		33,963,314
営業利益		1,367,199,590		217,398,686
経常利益		1,367,199,590		217,398,686
当期純利益		1,367,199,590		217,398,686
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		78,542,190		30,607,471
期首剰余金又は期首欠損金 ()		415,739,431		555,559,113
剰余金増加額又は欠損金減少額		106,264,037		71,604,931
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		66,151,336		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		40,112,701		71,604,931
剰余金減少額又は欠損金増加額		91,820,977		72,480,330
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		91,390,985		72,480,330
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		429,992		-
分配金		331,801,916		286,715,626
期末剰余金又は期末欠損金 ()		555,559,113		454,759,303

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成26年 8月16日から平成27年 2月16日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 4,877,865,155口	1. 特定期間末日における受益権の総数 4,627,959,701口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1139円 (1万口当たり純資産額) (11,139円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0983円 (1万口当たり純資産額) (10,983円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第35期(自平成26年2月18日至平成26年3月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(68,005,071円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(257,977,536円)及び分配準備積立金(784,304,405円)より分配対象収益は1,110,287,012円(1万口当たり1,734.78円)であり、うち64,000,864円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第36期(自平成26年3月18日至平成26年4月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(64,731,511円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(247,992,471円)及び分配準備積立金(723,386,323円)より分配対象収益は1,036,110,305円(1万口当たり1,746.63円)であり、うち59,319,897円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第37期(自平成26年4月16日至平成26年5月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(60,468,764円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(241,065,731円)及び分配準備積立金(682,202,186円)より分配対象収益は983,736,681円(1万口当たり1,756.66円)であり、うち55,999,935円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第38期(自平成26年5月16日至平成26年6月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(57,778,208円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(254,320,013円)及び分配準備積立金(638,821,129円)より分配対象収益は950,919,350円(1万口当たり1,766.69円)であり、うち53,824,139円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第39期(自平成26年6月17日至平成26年7月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(53,692,969円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(145,933,061円)、信託約款に定める収益調整金(250,682,988円)及び分配準備積立金(582,000,898円)より分配対象収益は1,032,309,916円(1万口当たり2,069.62円)であり、うち49,878,430円(1万口当たり100円)を分配しております。</p>	<p>第41期(自平成26年8月16日至平成26年9月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(52,632,200円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(108,945,282円)、信託約款に定める収益調整金(268,001,961円)及び分配準備積立金(685,498,996円)より分配対象収益は1,115,078,439円(1万口当たり2,305.74円)であり、うち48,360,487円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第42期(自平成26年9月17日至平成26年10月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(48,604,392円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(282,540,854円)及び分配準備積立金(783,521,012円)より分配対象収益は1,114,666,258円(1万口当たり2,306.97円)であり、うち48,316,900円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第43期(自平成26年10月16日至平成26年11月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(52,323,720円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(293,093,836円)及び分配準備積立金(765,319,438円)より分配対象収益は1,110,736,994円(1万口当たり2,317.26円)であり、うち47,932,966円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第44期(自平成26年11月18日至平成26年12月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(48,433,333円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(313,571,761円)及び分配準備積立金(755,378,620円)より分配対象収益は1,117,383,714円(1万口当たり2,318.40円)であり、うち48,195,851円(1万口当たり100円)を分配しております。</p> <p>第45期(自平成26年12月16日至平成27年1月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(52,707,490円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(320,055,268円)及び分配準備積立金(736,906,787円)より分配対象収益は1,109,669,545円(1万口当たり2,329.76円)であり、うち47,629,825円(1万口当たり100円)を分配しております。</p>
-----------------	---	---

第40期（自 平成26年 7月16日 至 平成26年 8月15日）	第46期（自 平成27年 1月16日 至 平成27年 2月16日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,731,982円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（253,045,815円）及び分配準備積立金（708,241,982円）より分配対象収益は1,010,019,779円（1万口当たり2,070.60円）であり、うち48,778,651円（1万口当たり100円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（45,925,788円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（314,759,863円）及び分配準備積立金（717,575,094円）より分配対象収益は1,078,260,745円（1万口当たり2,329.87円）であり、うち46,279,597円（1万口当たり100円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
期首元本額	6,974,156,468円	4,877,865,155円
期中追加設定元本額	507,303,088円	496,810,388円
期中一部解約元本額	2,603,594,401円	746,715,842円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	40,613,917	27,996,219
親投資信託受益証券	0	0
合計	40,613,917	27,996,219

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・ エクイティ・ファンド - B R Lクラス	4,666,036,451	4,964,662,783	
投資信託受益証券 小計		4,666,036,451	4,964,662,783	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	33,218,606	33,879,656	
親投資信託受益証券 小計		33,218,606	33,879,656	
合計		4,699,255,057	4,998,542,439	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,071,004	9,015,670
投資信託受益証券	335,654,454	284,733,122
親投資信託受益証券	1,634,648	1,634,808
未収入金	-	13,000,000
未収利息	12	11
流動資産合計	348,360,118	308,383,611
資産合計	348,360,118	308,383,611
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,842,239	1,409,684
未払解約金	-	12,401,769
未払受託者報酬	9,577	8,831
未払委託者報酬	351,106	323,770
その他未払費用	1,910	2,271
流動負債合計	2,204,832	14,146,325
負債合計	2,204,832	14,146,325
純資産の部		
元本等		
元本	307,039,926	234,947,482
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,115,360	59,289,804
（分配準備積立金）	42,318,246	60,037,750
元本等合計	346,155,286	294,237,286
純資産合計	346,155,286	294,237,286
負債純資産合計	348,360,118	308,383,611

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期特定期間		第8期特定期間	
	自	平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自	平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
営業収益				
受取配当金		20,228,109		11,808,626
受取利息		3,547		1,718
有価証券売買等損益		77,408,165		35,078,828
営業収益合計		97,639,821		46,889,172
営業費用				
受託者報酬		79,651		54,266
委託者報酬		2,920,411		1,989,691
その他費用		14,822		12,517
営業費用合計		3,014,884		2,056,474
営業利益		94,624,937		44,832,698
経常利益		94,624,937		44,832,698
当期純利益		94,624,937		44,832,698
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		9,131,146		4,865,667
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		26,868,435		39,115,360
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,432,508		1,879,443
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,358,911		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		73,597		1,879,443
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,537,948		11,953,972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,500,248		11,953,972
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		37,700		-
分配金		16,404,556		9,718,058
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		39,115,360		59,289,804

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成26年 8月16日から平成27年 2月16日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 307,039,926口	1. 特定期間末日における受益権の総数 234,947,482口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1274円 (1万口当たり純資産額) (11,274円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2524円 (1万口当たり純資産額) (12,524円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第35期(自平成26年2月18日至平成26年3月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,758,700円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(62,833,315円)及び分配準備積立金(52,514,217円)より分配対象収益は120,106,232円(1万口当たり1,752.68円)であり、うち4,111,595円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第36期(自平成26年3月18日至平成26年4月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,811,352円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(49,978,897円)及び分配準備積立金(42,514,497円)より分配対象収益は96,304,746円(1万口当たり1,767.99円)であり、うち3,268,244円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第37期(自平成26年4月16日至平成26年5月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,336,812円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(42,976,528円)及び分配準備積立金(37,152,427円)より分配対象収益は83,465,767円(1万口当たり1,783.28円)であり、うち2,808,242円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第38期(自平成26年5月16日至平成26年6月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,339,913円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(36,092,987円)及び分配準備積立金(31,805,435円)より分配対象収益は70,238,335円(1万口当たり1,787.89円)であり、うち2,357,101円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第39期(自平成26年6月17日至平成26年7月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,402,662円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(8,753,358円)、信託約款に定める収益調整金(30,908,684円)及び分配準備積立金(27,285,247円)より分配対象収益は69,349,951円(1万口当たり2,062.79円)であり、うち2,017,135円(1万口当たり60円)を分配しております。</p>	<p>第41期(自平成26年8月16日至平成26年9月16日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,046,560円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(7,414,341円)、信託約款に定める収益調整金(27,243,667円)及び分配準備積立金(40,732,696円)より分配対象収益は77,437,264円(1万口当たり2,619.76円)であり、うち1,773,519円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第42期(自平成26年9月17日至平成26年10月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,798,138円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(27,891,887円)及び分配準備積立金(48,420,078円)より分配対象収益は78,110,103円(1万口当たり2,620.07円)であり、うち1,788,713円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第43期(自平成26年10月16日至平成26年11月17日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,933,079円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(22,524,922円)、信託約款に定める収益調整金(25,268,703円)及び分配準備積立金(43,825,464円)より分配対象収益は93,552,168円(1万口当たり3,469.36円)であり、うち1,617,902円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第44期(自平成26年11月18日至平成26年12月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,534,774円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(26,206,252円)及び分配準備積立金(62,888,483円)より分配対象収益は90,629,509円(1万口当たり3,471.62円)であり、うち1,566,342円(1万口当たり60円)を分配しております。</p> <p>第45期(自平成26年12月16日至平成27年1月15日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,803,418円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(26,244,259円)及び分配準備積立金(62,570,166円)より分配対象収益は90,617,843円(1万口当たり3,481.04円)であり、うち1,561,898円(1万口当たり60円)を分配しております。</p>
-----------------	--	--

第40期（自 平成26年 7月16日 至 平成26年 8月15日）	第46期（自 平成27年 1月16日 至 平成27年 2月16日）
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,132,742円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,705,235円）、信託約款に定める収益調整金（28,258,985円）及び分配準備積立金（33,322,508円）より分配対象収益は72,419,470円（1万口当たり2,358.61円）であり、うち1,842,239円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,654,228円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,081,142円）、信託約款に定める収益調整金（23,738,543円）及び分配準備積立金（56,712,064円）より分配対象収益は85,185,977円（1万口当たり3,625.72円）であり、うち1,409,684円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第7期特定期間 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期特定期間 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
期首元本額	821,481,240円	307,039,926円
期中追加設定元本額	2,699,763円	10,824,529円
期中一部解約元本額	517,141,077円	82,916,973円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期特定期間末 平成26年 8月15日現在	第8期特定期間末 平成27年 2月16日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	9,629,802	15,356,756
親投資信託受益証券	0	0
合計	9,629,802	15,356,756

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・ エクイティ・ファンド - Z A Rクラス	230,236,211	284,733,122	
投資信託受益証券 小計		230,236,211	284,733,122	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,602,911	1,634,808	
親投資信託受益証券 小計		1,602,911	1,634,808	
	合計	231,839,122	286,367,930	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 平成26年 8月15日現在	第8期 平成27年 2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,286	83,050
親投資信託受益証券	1,655,371	1,655,534
流動資産合計	1,738,657	1,738,584
資産合計	1,738,657	1,738,584
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	150	185
未払委託者報酬	86	370
流動負債合計	236	555
負債合計	236	555
純資産の部		
元本等		
元本	1,736,837	1,736,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,584	1,192
（分配準備積立金）	787	787
元本等合計	1,738,421	1,738,029
純資産合計	1,738,421	1,738,029
負債純資産合計	1,738,657	1,738,584

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期		第8期	
	自	平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自	平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
営業収益				
有価証券売買等損益		188		163
営業収益合計		188		163
営業費用				
受託者報酬		150		185
委託者報酬		86		370
営業費用合計		236		555
営業利益		48		392
経常利益		48		392
当期純利益		48		392
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		969		1,584
剰余金増加額又は欠損金減少額		663		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		663		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,584		1,192

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第8期	
	自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成26年 8月16日から平成27年 2月16日までとなっております。	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第7期 平成26年 8月15日現在		第8期 平成27年 2月16日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,736,837口	1. 計算期間末日における受益権の総数	1,736,837口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0009円	1口当たり純資産額	1.0007円
(1万口当たり純資産額)	(10,009円)	(1万口当たり純資産額)	(10,007円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第7期		第8期	
	自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日		自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日	
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,027円）及び分配準備積立金（787円）より分配対象収益は1,814円（1万口当たり10.43円）ですが、分配を行っておりません。		計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,027円）及び分配準備積立金（787円）より分配対象収益は1,814円（1万口当たり10.43円）ですが、分配を行っておりません。	

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の状況に関する事項

区分	第7期		第8期	
	自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日		自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日	

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第7期 平成26年 8月15日現在	第8期 平成27年 2月16日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

	第7期 自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	第8期 自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第7期 平成26年 8月15日現在	第8期 平成27年 2月16日現在
期首元本額	1,000,000円	1,736,837円
期中追加設定元本額	736,837円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期 平成26年 8月15日現在	第8期 平成27年 2月16日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	188	163
合計	188	163

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	1,623,232	1,655,534	
	合計	1,623,232	1,655,534	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース及び世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースは、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - AUDクラス」、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - BRLクラス」及び「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - ZARクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース及び世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンドは、「短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - AUDクラス」、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - BRLクラス」及び「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - ZARクラス」は、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」の個別クラスとなっております。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成26年9月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの「投資明細表」、「財政状態計算書」、「包括利益計算書」、「償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドから入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド

（ケイマン諸島のユニット・トラスト）

（1）投資明細表

2014年9月30日現在

（日本円表示）

株数	有価証券の銘柄	純資産比率（％）	公正価値（円）
	普通株式（96.4％）		
	オーストラリア（9.3％）		
	商業サービス（1.3％）		
297,908	Transurban Group (a)	1.3	220,759,365
	電気（5.2％）		
2,565,670	DUET Group (a)	3.5	598,448,441
1,597,695	Spark Infrastructure Group (a)	1.7	282,183,340
			880,631,781

	エンジニアリング・建設(0.8%)		
321,710	Sydney Airport (a)	0.8	<u>131,859,707</u>
	パイプライン(2.0%)		
466,025	APA Group (a)	2.0	<u>332,814,180</u>
	オーストラリア合計		<u>1,566,065,033</u>
	カナダ(9.6%)		
	パイプライン(9.6%)		
27,348	Enbridge, Inc.	0.9	143,910,086
143,142	TransCanada Corp.	4.8	810,423,799
395,632	Veresen, Inc.	3.9	<u>654,848,644</u>
			<u>1,609,182,529</u>
	カナダ合計		<u>1,609,182,529</u>
	フランス(3.3%)		
	電気通信(3.3%)		
158,773	Eutelsat Communications SA	3.3	<u>562,468,967</u>
	フランス合計		<u>562,468,967</u>
	イタリア(5.2%)		
	商業サービス(2.5%)		
91,122	Atlantia SpA	1.5	246,857,384
138,452	Societa Iniziative Autostradali e Servizi SpA	1.0	<u>163,269,443</u>
			<u>410,126,827</u>

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	イタリア(続き)		
	ガス(1.7%)		
474,957	Snam Rete Gas SpA	1.7	<u>288,273,367</u>
	電気通信(1.0%)		
29,019	Ei Towers SpA	1.0	<u>168,931,735</u>
	イタリア合計		<u>867,331,929</u>
	ルクセンブルグ(3.4%)		
	クローズド・エンド型ファンド(1.4%)		
1,061,337	Bilfinger Berger Global Infrastructure SICAV SA	1.4	<u>227,431,365</u>
	電気通信(2.0%)		
90,264	SES SA	2.0	<u>342,408,724</u>
	ルクセンブルグ合計		<u>569,840,089</u>
	スペイン(6.0%)		
	電気(2.6%)		
47,025	Red Electrica Corp. SA	2.6	<u>446,761,491</u>
	エンジニアリング・建設(1.8%)		
140,948	Ferrovial SA	1.8	<u>299,905,794</u>
	ガス(1.6%)		
74,713	Enagas S.A.	1.6	<u>264,315,790</u>
	スペイン合計		<u>1,010,983,075</u>
	英国(12.7%)		
	クローズド・エンド型ファンド(2.3%)		
1,801,927	John Laing Infrastructure Fund, Ltd.	2.3	<u>385,169,301</u>

	ガス(6.2%)		
660,872	National Grid Plc.	6.2	<u>1,043,615,026</u>
	水(4.2%)		
360,983	Pennon Group Plc.	3.0	507,777,250
61,448	Severn Trent Plc.	1.2	<u>205,107,731</u>
			<u>712,884,981</u>
	英国合計		<u>2,141,669,308</u>

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	米国(46.9%)		
	電気(4.8%)		
26,700	CMS Energy Corp.	0.5	86,869,882
40,000	Edison International	1.4	245,365,771
99,100	Northeast Utilities	2.9	<u>481,575,301</u>
			<u>813,810,954</u>
	ガス(3.7%)		
94,186	NiSource, Inc.	2.5	423,394,422
16,600	Sempra Energy	1.2	<u>191,890,337</u>
			<u>615,284,759</u>
	パイプライン(38.4%)		
15,341	Access Midstream Partners LP	0.6	107,095,363
72,000	Atlas Pipeline Partners LP	1.7	287,962,533
53,717	Enbridge Energy Management, LLC	1.3	219,259,412
129,900	Enbridge Energy Partners LP	3.3	553,588,422
102,700	Energy Transfer Equity LP	4.1	694,979,570
46,000	Energy Transfer Partners LP	1.9	322,891,614
161,400	Enterprise Products Partners LP	4.2	713,502,339
47,013	Kinder Morgan Management, LLC	2.9	485,540,112
63,382	MarkWest Energy Partners LP	3.2	534,105,520
64,200	ONEOK Partners LP	2.4	394,093,760
75,400	Plains GP Holdings LP Class A	1.5	253,506,237
78,643	Rose Rock Midstream LP	3.0	510,271,891
23,400	Targa Resources Partners LP	1.1	185,712,535
198,400	Williams Cos, Inc.	7.2	<u>1,204,609,038</u>
			<u>6,467,118,346</u>
	米国合計		<u>7,896,214,059</u>
	普通株式合計(取得原価 11,291,571,196円)		<u>16,223,754,989</u>

(a) ステーブル証券 - ステ이블証券は、1つの売却可能な構成単位を形成するために契約上1つまたは複数のその他の有価証券と結び付けられた金融商品の一種です。

2014年9月30日現在のファンドレベルの未決済の為替予約(純資産の0.9%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益(円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価 益/(損)純 額 (円)

JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	4,241,292	10/03/2014	USD	38,780	-	(12,728)	(12,728)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	190,548	10/03/2014	USD	1,742	-	(572)	(572)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,296,826	10/01/2014	JPY	141,000,000	1,258,227	-	1,258,227
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,464,853	10/02/2014	JPY	160,000,000	690,291	-	690,291
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,828,672	10/03/2014	JPY	200,000,000	600,235	-	600,235
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	80	10/03/2014	JPY	8,800	26	-	26
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	27,609	10/07/2014	JPY	3,028,906	-	(270)	(270)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	91,880	10/07/2014	JPY	10,079,921	-	(897)	(897)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,319	10/07/2014	JPY	144,727	-	(13)	(13)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	12,749	10/07/2014	JPY	1,398,668	-	(125)	(125)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	21,699	10/07/2014	JPY	2,380,513	-	(212)	(212)

	Brown Brothers Harriman & Co.	93,324	10/07/2014	JPY	10,238,284	-	(911)	(911)
USD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,631,619	10/07/2014	JPY	179,000,000	-	(15,931)	(15,931)
USD								
	HSBC Bank Plc	23,933,636	10/17/2014	EUR	18,482,000	82,815,300	(18,902,388)	63,912,912
USD								
	HSBC Bank Plc	20,655,438	10/17/2014	GBP	12,806,000	71,472,061	(82,498,396)	(11,026,335)
USD								
	HSBC Bank Plc	12,803,900	10/17/2014	CAD	14,051,000	44,304,127	(18,400,782)	25,903,345
USD								
	HSBC Bank Plc	12,811,435	10/17/2014	AUD	13,947,000	68,280,865	-	68,280,865
USD								
						269,421,132	(119,833,225)	149,587,907

2014年9月30日現在のAUD建ヘッジの未決済の為替予約(純資産の-1.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価		未実現評価益/ (損)純額 (円)
						未実現評価益 (円)	(損) (円)	
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,630,000	10/23/2014	USD	2,290,783	814,507	(87,928)	726,579
AUD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,860,000	10/23/2014	USD	2,506,075	-	(850,349)	(850,349)
AUD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,110,000	10/23/2014	USD	1,843,929	904,633	(988,174)	(83,541)
AUD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,780,000	10/23/2014	USD	1,588,472	-	(3,682,013)	(3,682,013)
AUD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	51,250,000	10/23/2014	USD	46,565,238	-	(197,012,958)	(197,012,958)
AUD								
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,880,000	10/23/2014	USD	1,664,890	-	(2,482,682)	(2,482,682)
AUD								
						1,719,140	(205,104,104)	(203,384,964)

2014年9月30日現在のBRL建ヘッジの未決済の為替予約(純資産の-3.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価	未実現評価	未実現評価益/ (損)純額 (円)
						益 (円)	(損) (円)	
BRL	HSBC Bank Plc	182,620,000	10/23/2014	USD	78,953,296	-	(537,199,546)	(537,199,546)

2014年9月30日現在のJPY建ヘッジの未決済の為替予約(純資産の-0.4%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価	未実現評価	未実現評価益/ (損)純額 (円)
						益 (円)	(損) (円)	
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	2,470,000,000	10/23/2014	USD	23,134,922	-	(67,280,378)	(67,280,378)

2014年9月30日現在のZAR建ヘッジの未決済の為替予約(純資産の-0.1%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価	未実現評価	未実現評価益/ (損)純額 (円)
						益 (円)	(損) (円)	
ZAR	Brown Brothers Harriman & Co.	34,480,000	10/23/2014	USD	3,124,646	-	(9,308,167)	(9,038,167)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債合計	純資産 比率(%)	公正価値(円)
普通株式合計	96.4	16,223,754,989
為替予約に係る未実現評価益合計	1.6	271,140,272
為替予約に係る未実現評価損合計	(5.6)	(938,725,420)
現金およびその他の資産(負債控除後)	7.6	1,266,425,863
純資産	100.0	16,822,595,704

通貨の略称

AUD - オーストラリア・ドル

BRL - ブラジル・レアル

CAD - カナダ・ドル

EUR - ユーロ

GBP - 英ポンド

JPY - 日本円

USD - 米ドル

ZAR - 南アフリカ・ランド

2013年9月30日現在

(日本円表示)

株数

有価証券の銘柄

純資産比率(%)

公正価値(円)

	普通株式(93.1%)		
	オーストラリア(5.8%)		
	電気(2.8%)		
3,239,745	DUET Group	2.8	<u>648,010,089</u>
	エンジニアリング・建設(0.6%)		
355,940	Sydney Airport	0.6	<u>128,346,430</u>
	パイプライン(2.4%)		
1,003,017	APA Group	2.4	<u>549,410,646</u>
	オーストラリア合計		<u>1,325,767,165</u>
	ブラジル(2.5%)		
	電気(1.3%)		
398,885	Alupar Investimento SA	1.3	<u>307,702,120</u>
	水(1.2%)		
278,100	Cia de Saneamento Basico do Estado de Sao Paulo - ADR	1.2	<u>271,794,076</u>
	ブラジル合計		<u>579,496,196</u>
	カナダ(8.5%)		
	ガス(1.6%)		
62,929	Keyera Corp.	1.6	<u>351,667,577</u>
	パイプライン(6.9%)		
54,802	Enbridge, Inc.	1.0	225,058,591
310,742	TransCanada Corp.	5.9	<u>1,342,292,986</u>
			<u>1,567,351,577</u>
	カナダ合計		<u>1,919,019,154</u>
	フランス(3.1%)		
	電気通信(3.1%)		
226,118	Eutelsat Communications SA	3.1	<u>701,907,499</u>
	フランス合計		<u>701,907,499</u>
	イタリア(4.1%)		
	商業サービス(1.8%)		
205,189	Atlantia SpA	1.8	<u>409,636,918</u>
	ガス(2.3%)		
1,033,341	Snam Rete Gas SpA	2.3	<u>513,884,520</u>
	イタリア合計		<u>923,521,438</u>

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
----	---------	----------	---------

	ルクセンブルグ(1.6%)		
	クローズド・エンド型ファンド(0.6%)		
719,274	Bilfinger Berger Global Infrastructure SICAV SA	0.6	<u>132,868,217</u>
	電気通信(1.0%)		
81,266	SES SA	1.0	<u>228,299,673</u>
	ルクセンブルグ合計		<u>361,167,890</u>
	メキシコ(1.0%)		
	電気(1.0%)		
576,366	Infraestructura Energetica Nova SAB de CV	1.0	<u>217,351,711</u>
	メキシコ合計		<u>217,351,711</u>
	スペイン(2.6%)		

	電気（1.5%）		
60,331	Red Electrica Corp. SA	1.5	<u>337,131,296</u>
	エンジニアリング・建設（1.1%）		
144,093	Ferrovial SA	1.1	<u>254,362,977</u>
	スペイン合計		<u>591,494,273</u>
	英国（11.3%）		
	クローズド・エンド型ファンド（1.8%）		
2,237,578	John Laing Infrastructure Fund, Ltd.	1.8	<u>398,226,343</u>
	ガス（5.5%）		
1,076,057	National Grid Plc.	5.5	<u>1,249,077,189</u>
	水（4.0%）		
584,192	Pennon Group Plc.	2.9	648,883,246
94,098	Severn Trent Plc.	1.1	<u>263,612,794</u>
			<u>912,496,040</u>
	英国合計		<u>2,559,799,572</u>

株数	有価証券の銘柄	純資産比率（%）	公正価値（円）
	米国（52.6%）		
	電気（8.3%）		
175,000	Northeast Utilities	3.1	708,339,827
90,534	NorthWestern Corp.	1.8	399,053,493
194,400	PG&E Corp.	3.4	<u>780,569,442</u>
			<u>1,887,962,762</u>
	ガス（3.8%）		
153,786	NiSource, Inc.	2.1	466,137,850
45,400	Sempra Energy	1.7	<u>381,337,291</u>
			<u>847,475,141</u>
	パイプライン（40.5%）		
73,686	Access Midstream Partners LP	1.6	349,302,488
114,000	Atlas Pipeline Partners LP	1.9	434,026,490
98,555	Enbridge Energy Management, LLC	1.2	278,323,009
167,500	Enbridge Energy Partners LP	2.2	500,474,285
93,000	Energy Transfer Equity LP	2.7	600,283,598
115,400	Energy Transfer Partners LP	2.6	589,621,140
187,500	Enterprise Products Partners LP	5.0	1,123,040,599
96,043	Kinder Morgan Management, LLC	3.1	706,439,468
64,400	Kinder Morgan, Inc.	1.0	224,775,717
115,982	MarkWest Energy Partners LP	3.6	822,030,380
105,600	Oneok, Inc.	2.4	552,501,827
106,100	Regency Energy Partners LP	1.3	297,756,381
99,564	Rose Rock Midstream LP	1.4	312,142,467
247,300	Spectra Energy Corp.	3.7	830,635,857
58,900	Targa Resources Partners LP	1.3	297,474,075
351,400	Williams Cos, Inc.	5.5	<u>1,253,733,676</u>
			<u>9,172,561,457</u>
	米国合計		<u>11,907,999,360</u>
	普通株式合計（取得原価 16,662,141,703円）		<u>21,087,524,258</u>

ファンドレベルの為替予約（純資産の-1.0%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益/ (損)純額(円)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	2,980,932	10/01/2013	USD	30,212	16,381
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,169,346	10/01/2013	USD	32,121	17,416
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	28,945,961	10/01/2013	USD	293,367	159,065
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	11,985,344	10/01/2013	USD	121,471	65,862
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	28,374	10/02/2013	USD	287	234
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	4,724,189	10/02/2013	USD	47,749	38,829
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	17,999,999	10/02/2013	USD	181,930	147,946
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	10,000,313	10/03/2013	USD	101,796	11,524
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,792,327	10/03/2013	USD	38,603	4,370
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	1,953,341	10/04/2013	USD	19,904	263
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	13,611	10/01/2013	JPY	1,342,947	(7,379)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	5,738	10/01/2013	JPY	566,179	(3,112)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	19,799	10/04/2013	JPY	1,943,094	(261)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	405,085	10/04/2013	JPY	39,754,644	(5,349)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	26,827	10/04/2013	JPY	2,632,823	(354)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	8,767	10/04/2013	JPY	860,425	(116)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	397,298	10/04/2013	JPY	38,990,420	(5,246)
USD	HSBC Bank Plc	20,761,685	10/21/2013	CAD	21,588,000	(22,473,624)
USD	HSBC Bank Plc	28,036,915	10/21/2013	GBP	17,920,000	(95,829,008)
USD	HSBC Bank Plc	2,977,816	10/21/2013	BRL	6,913,000	(10,857,069)
USD	HSBC Bank Plc	12,974,154	10/21/2013	AUD	14,142,000	(22,436,569)
USD	HSBC Bank Plc	2,192,093	10/21/2013	MXN	28,997,000	(625,223)
USD	HSBC Bank Plc	23,715,376	10/21/2013	EUR	17,991,000	(62,698,477)
						(214,479,897)

AUDクラスの為替予約（純資産の0.2%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益/ (損)純額(円)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	56,210,000	10/22/2013	USD	52,008,303	45,523,398

BRLクラスの為替予約（純資産の1.3%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益/ (損)純額(円)
BRL	Deutsche Bank AG	295,680,000	10/22/2013	USD	128,993,023	300,753,909

JPYクラスの為替予約（純資産の0.2%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益/ (損)純額(円)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,600,000,000	10/22/2013	USD	36,323,644	36,063,219

ZARクラスの為替予約（純資産の-0.1%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益/ (損)純額(円)
ZAR	Brown Brothers Harriman & Co.	96,110,000	10/22/2013	USD	9,627,077	(10,794,275)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債合計	純資産 比率(%)	公正価値(円)
普通株式合計	93.1	21,087,524,258
為替予約に係る未実現評価益合計	1.7	382,802,416
為替予約に係る未実現評価損合計	(1.0)	(225,736,062)
現金およびその他の資産(負債控除後)	6.2	1,401,518,741
純資産	100.0	22,646,109,353

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 財政状態計算書

2014年9月30日現在

(日本円表示)

	2014年9月30日 (円)	2013年9月30日 (円)
資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記2および3)	16,494,895,261	21,470,326,674
現金および現金同等物(注記2および3)	1,128,613,008	1,448,822,578
以下に関する未収入金:		
有価証券の売却	73,479,840	-
配当金	33,516,788	51,770,828
受益証券の発行	707,271,019	85,518,703
その他の資産	103,393	30,415
資産合計	18,437,879,309	23,056,469,198
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(注記2および3)	938,725,420	225,736,062
以下に関する未払金:		
有価証券の購入	616,758,208	17,774,719
受益証券の償還	4,423,040	84,776,661
投資顧問会社報酬(注記7)	42,875,542	67,495,124
保管受託銀行報酬(注記7)	4,526,187	4,749,788
専門家報酬	4,430,345	4,663,060
管理事務代行会社報酬(注記7)	2,448,883	3,824,269
名義書換代理人報酬(注記7)	699,822	694,975
受託会社報酬(注記7)	396,158	645,187
負債(償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く。)	1,615,283,605	410,359,845
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	16,822,595,704	22,646,109,353

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 包括利益計算書

2014年9月30日終了年度

(日本円表示)

	2014年9月30日 (円)	2013年9月30日 (円)
収益		
受取配当金およびその他の収益(注記2.11)	740,356,421	1,086,200,264
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債ならびに外貨建取引に係る実現利益純額(注記2.5および2.8)	5,395,809,660	2,705,128,602
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債ならびに外貨換算に係る未実現評価益/(評価損)の純変動額(注記2.5および2.8)	(321,339,542)	3,735,009,833
収益合計	5,814,826,539	7,526,338,699
費用		
投資顧問会社報酬(注記7)	95,108,118	131,264,187
取引手数料(注記2.12)	30,907,997	43,760,126
保管受託銀行報酬(注記7)	18,530,883	19,880,374
管理事務代行会社報酬(注記7)	10,461,627	15,818,524
専門家報酬(注記7)	3,969,172	4,744,578
名義書換代理人報酬(注記7)	3,045,380	3,277,644
受託会社報酬(注記7)	1,723,805	2,676,603
登録費用(注記2.4)	144,455	186,015
費用合計	163,891,437	221,608,051
営業利益	5,650,935,102	7,304,730,648
金融費用		
償還可能受益証券の保有者に対する分配金(注記2.9)	(1,847,165,368)	(2,906,476,798)
分配金控除後税引前利益	3,803,769,734	4,398,253,850
税金(注記2.14)	(155,851,184)	(262,078,102)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による増加額	3,647,918,550	4,136,175,748

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2014年9月30日終了年度

(日本円表示)

	金額(円)
2012年9月30日現在	23,176,447,772
償還可能受益証券の発行による収入	13,435,767,599
償還可能受益証券の償還	(18,102,281,766)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加額	4,136,175,748
2013年9月30日現在	22,646,109,353
償還可能受益証券の発行による収入	6,246,436,863
償還可能受益証券の償還	(15,717,869,062)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加額	3,647,918,550

2014年9月30日現在

16,822,595,704

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

2014年9月30日終了年度

(日本円表示)

	2014年9月30日 (円)	2013年9月30日 (円)
営業活動によるキャッシュ・フロー： 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による増加額	3,647,918,550	4,136,175,748
調整：		
受取配当金およびその他の収益	(740,356,421)	(1,086,200,264)
税金	155,851,184	262,078,102
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	1,847,165,368	2,906,476,798
	4,910,578,681	6,218,530,384
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純減少額	5,688,420,771	48,461,984
その他の資産の(増加)減少額	(72,978)	82,122
有価証券売却未収入金の(増加)額	(73,479,840)	-
有価証券購入未払金の増加(減少)額	598,983,489	(325,872,552)
未払費用の増加(減少)額	(26,695,466)	6,551,849
	6,187,155,976	(270,776,597)
配当金およびその他の収益の受取額(税金控除後)	602,759,277	803,033,016
営業活動による正味キャッシュ収入	11,700,493,934	6,750,786,803
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の発行による収入	5,624,684,547	13,692,382,632
償還可能受益証券の償還	(15,798,222,683)	(18,017,505,105)
償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金	(1,847,165,368)	(2,906,476,798)
財務活動による正味キャッシュ支出	(12,020,703,504)	(7,231,599,271)
現金および現金同等物の純減少額	(320,209,570)	(480,812,468)
現金および現金同等物の期首残高(注記2および3)	1,448,822,578	1,929,635,046
現金および現金同等物の期末残高(注記2および3)	1,128,613,008	1,448,822,578

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(6) 財務書類に対する注記

2014年9月30日終了年度

1. 組織

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド(以下「当ファンド」といいます。)は、ケイマン諸島の法律に基づき2011年2月28日に設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるシンコウ・グローバル・トラスト(以下「当トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)および新光投信株式会社(以下「投資顧問会社」といいます。)が参加しています。当ファンドは、2011年3月10日に営業を開始しました。

当トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正後)(以下「法」といいます。)に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されていることから、同法によって規制されています。当トラストは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島の金融当局の監督対象となっています。当トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島、Butterfield House, Fort Street, P.O. Box 2330, George Town, Grand Cayman KY1 - 1106に所在します。

当ファンドは、日本円建です。現在、当ファンドにおいて4つのクラスの受益証券、すなわち「J P Yクラス受益証券、A U Dクラス受益証券、B R Lクラス受益証券およびZ A Rクラス受益証券」が発行可能です。

当ファンド(各クラスに関してではありません。)の第一の投資目的は、米ドルヘッジベースでの正味インカム・リターンだけでなく米ドルヘッジベースでの魅力ある長期正味トータル・リターン(リスク調整後)も求めることです。当ファンド(各クラスに関してではありません。)の第二の目的は、ボラティリティまたは下振れリスクを減少させることと同時に、中期的に参考指数を上回る超過リターンを得ることです。参考指数は、ダウ・ジョーンズ・ブルックフィールド・グローバル・インフラストラクチャー・コンポジット・イールド・インデックス(米ドルヘッジベースに換算)(以下「ベンチマーク」といいます。)です。しかし、投資顧問会社は、その単独裁量により当該参考指数を変更することが認められています。第三の目的は、各クラスの名称に示されているそれぞれの通貨の最大エクスポージャーを維持することです。

本財務書類は、2015年3月13日に受託会社によって公表を許可されました。

2. 重要な会計方針

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、首尾一貫して適用されています。

本財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成されています。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含みます。)の再評価により修正されています。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求され、また、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者は判断を行うことが要求されます。本財務書類に対して仮定および見積りが重要な領域は、注記4に開示されています。

2.1 2013年10月1日から発効した新しい基準および修正

IFRS第10号「連結財務書類」は、2013年1月1日以後開始する年度から発効し、ある企業を親会社の連結財務書類に含めるべきかどうかの決定要素として支配という概念を認定して、既存の原則の上に構築されています。当該基準は、評価が困難な場合に支配の決定の助けとなる追加指針を規定しています。

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」は、2013年1月1日以後開始する年度から発効し、他の企業(共同支配の取決め、関連会社、特別目的ビークルおよびその他のオフバランス・ビークルを含みます。)に対するあらゆる形態の関与に関する開示規定を含んでいます。

IFRS第13号「公正価値測定」は、2013年1月1日以後開始する年度から発効し、公正価値の明確な定義、ならびにIFRS全体で使用するための公正価値測定および開示規定の単一の典拠を提供することによって、整合性を改善し、複雑性を軽減しています。これらの規定は、公正価値会計の使用を拡大するものではないが、IFRSの他の基準が公正価値会計の使用をすでに要求または容認している場合に、どのように適用すべきかについての指針を提供しています。公正価値で測定する資産または負債に買呼値および売呼値がある場合、当該基準は、評価が呼値スプレッドの範囲内で公正価値を最もよく表す価格に基づくことを要求し、市場参加者が呼値スプレッドの範囲内で公正価値測定の実務上の簡便法として用いている仲値による価格決定、またはその他の価格決定の慣行の使用を認めています。

2011年12月、IASBは、IFRS第7号の修正「開示 - 金融資産と金融負債の相殺」を公表しました。当該修正は、ネットिंग契約(企業が認識した金融資産および金融負債に関連する相殺の権利を含みます。)が企業の財政状態に及ぼす影響または潜在的影響を企業の財務書類の利用者が評価できる情報を含めるため、必要とされる開示を修正したものです。当該修正は、2013年1月1日以後開始する年度から発効します。

上記の基準の適用は、当ファンドに重要な影響を及ぼしませんでした。

2.2 公表済であるが、2014年9月30日に終了する事業年度に未発効、かつ早期適用されていない新しい基準、修正および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から発効し、企業がどのように金融資産および金融負債（一部の混合契約を含みます。）を分類および測定すべきかを規定しています。当該基準は、IAS第39号の規定に比べて、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し、簡素化しています。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の規定の大半はそのまま引き継がれました。当該基準は、金融資産の分類に首尾一貫したアプローチを適用し、IAS第39号における金融資産の多数の区分（各々の区分に固有の分類基準がありました。）に代わるものです。当ファンドは金融資産および金融負債（長期および短期の双方）を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると予想されることから、当該基準は、当ファンドの財政状態および業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれています。

2012年10月、IASBIは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」およびIAS第27号「個別財務諸表」の修正を公表しました。当該修正は、すべての子会社を連結すべきであるというIFRS第10号の原則に対して例外を導入するものです。当該修正は、投資企業を定義し、投資企業である親会社が、特定の子会社を連結するのではなく、当該子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」（IFRS第9号がまだ適用されていない場合にはIAS第39号「金融商品：認識および測定」）に準拠して純損益を通じて公正価値で測定することを要求しています。これにより、IASBIは、投資企業が個別財務諸表においても子会社に対する投資を純損益を通じた公正価値で測定することを要求するようにIAS第27号を修正することを決定しました。IASBIは、これに対応して、投資企業の個別財務諸表の開示規定の修正も行いました。ただし、投資企業が唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成している場合、投資企業は、子会社への関与に関してIFRS第12号で別途要求されている開示を行うことがなおも適切であるとしています。企業は、2014年1月1日以後開始する年度から当該修正の適用を要求されています。当ファンドは現在、当該指針が財務書類に及ぼす影響を評価中です。

2011年12月、IASBIは、IAS第32号の修正「金融資産と金融負債の相殺」を公表しました。当該修正は、「法的に強制可能な相殺の権利を現在有している」の意味の明確化、および一部の総額決済システムが、純額決済と同等とみなされる場合の明確化を含むものです。当該修正は、2014年1月1日以後開始する事業年度から発効します。当ファンドは現在、当該指針が財務書類に及ぼす影響を評価中です。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、または既存の基準の修正は、他にありません。

2.3 現金および現金同等物 - 当ファンドは、現金および満期が3ヶ月以内である短期投資はすべて現金および現金同等物であるとみなしています。2014年および2013年9月30日現在、当ファンドは、現金および現金同等物として以下の残高を保有していました。

	2014年（円）	2013年（円）
外貨	1,128,613,008	1,448,822,578

2.4 組成費用 - 当トラストおよび当ファンドの設定コストに関する組成費用は、公平に配賦され、当トラストおよび関連するシリーズ・トラスト（当ファンドを含みます。）の資産から支払われます。

2.5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

当ファンドは、当初、株式および関連するデリバティブに対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類しています。

売買目的保有の金融資産または金融負債は、短期間の売却または買戻しを主な目的として取得または発生したものの、または、識別可能な金融投資のポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠があるものです。デリバティブもまた、

売買目的保有の金融資産に分類されます。当ファンドは、いかなるデリバティブも、ヘッジ関係にあるヘッジとして分類していません。

当初、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類されていないが、運用管理されているものであり、その値動きが当ファンドの文書化された投資戦略に従って公正価値に基づいて評価されています。当ファンドの方針として、投資顧問会社および受託会社は、その他の関連する財務情報と併せて公正価値ベースのこれらの金融資産についての情報を評価しています。

b) 認識 / 認識中止

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資の購入または売却を確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るすべてのリスクおよび経済価値を実質的に移転した場合、金融資産は認識中止されます。

c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示されます。

d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（公的市場で取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、報告日の取引時間終了時の市場相場価格に基づきます。公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格です。市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社からの助言を得て受託会社が採用した手続きに従って誠実に算定された公正価値で評価されます。その結果生じた未実現利益および損失は、包括利益計算書の収益の部に反映されます。

2.6 金融商品の相殺 - 金融資産と金融負債の公正市場価値は相殺されず、金融資産および金融負債の計算書に総額で報告されます。認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利が存在し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合、金融資産と金融負債は、純額で財政状態計算書上に表示することができます。

2014年および2013年9月30日現在、財政状態計算書において相殺されている金融資産および金融負債はありません。

2.7 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金 - 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金とは、それぞれ、財政状態計算書日現在、約定済であるが、まだ決済も受渡しも行われていない売買取引を表すものです。これらの金額は、当初、公正価値で認識され、その後、公正価値で測定されます。減損に対する引当金は、当ファンドが有価証券売却未収入金を全額回収できない客観的な証拠がある場合に設定されます。ブローカーの著しい財政難、ブローカーが破産または財政再編に陥る可能性が高いこと、および支払不履行は、有価証券売却未収入金の金額が減損している兆候とみなされます。

2.8 外貨換算

a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本の投資家が主であり、償還可能受益証券の募集および償還は日本円建です。当ファンドの業績は日本円で測定され、投資家に報告されます。受託会社は、日本円が、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。かかる取引の決済により、および外貨建貨幣性資産・負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定する株式等の非貨幣性金融資産・負債の換算差額は、包括利益計算書において公正価値に係る純利益または純損失に認識されます。

2.9 受益証券保有者に対する分配金 - 受託会社は、毎月第4営業日（以下「分配日」といいます。）に月次分配を行う意向です。

受託会社は、投資顧問会社に、投資顧問会社が決定する金額で分配を行う権限を委譲しています。受益証券保有者に対する分配金には、報告対象期間の当ファンドの実現・未実現キャピタル・ゲインの純額に加えて、利益の全額または一部を含めることが可能です。さらに、投資顧問会社は、当ファンドの分配金の合理的水準を維持するために必要であると考えた場合には、当ファンドの自己資本から分配金を支払うことも可能です。

分配金は、通常、適切な分配基準日に登録されている受益証券の名義人に対し、該当する分配日または受託会社が決定したその他の日から4営業日以内に支払われます。

2014年9月30日現在の分配金	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金（円）	分配率（円）
AUDクラス	(295,558,531)	0.0965
BRLクラス	(1,404,317,753)	0.1329
JPYクラス	(90,835,577)	0.0396
ZARクラス	(56,453,507)	0.0877
	<u>(1,847,165,368)</u>	<u>0.3567</u>

2013年9月30日現在の分配金	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金（円）	分配率（円）
AUDクラス	(438,656,160)	0.0882
BRLクラス	(2,318,698,033)	0.1343
JPYクラス	(101,899,418)	0.0395
ZARクラス	(47,223,187)	0.0881
	<u>(2,906,476,798)</u>	<u>0.3501</u>

2.10 償還可能受益証券 - 償還可能参加型受益証券は、受益証券保有者の選択により償還可能です。

当ファンドは、プッタブル金融商品をIAS第32号（修正）「金融商品：表示」に従って負債に分類しています。当該修正は、金融負債の定義に合致するプッタブル金融商品を、一定の厳密な基準を満たす場合には資本に分類するよう求めています。それらの基準には、以下が含まれます。

- ・当該プッタブル金融商品が、純資産の比例持分に対する権利を保有者に与えること。
- ・当該プッタブル金融商品が、最劣後クラスであり、かつ、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻し義務を除いて、現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと。
- ・当該プッタブル金融商品の存続期間にわたって当該金融商品からの予想キャッシュ・フロー合計額が、実質的に発行者の利益または損失に基づいていること。

各受益証券クラスが同一の特徴を有していないため、これらの条件は満たされませんでした。

受益証券は、当ファンドの純資産額の比例持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能です。償還可能受益証券は、受益証券保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上されます。

償還可能受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく価格で発行および償還されます。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を、発行済償還可能受益証券の合計口数で除することにより算出されます。

2.11 受取配当金 - 受取配当金は、支払を受ける権利が確定したときに認識されます。関連する未収入金は、当初、公正価値で計上され、その後、帳簿価額で測定されます。

2.12 取引手数料 - 取引手数料とは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得または処分のために負担した費用です。取引費用は、発生時に、包括利益計算書に費用として直ちに認識されます。2014年および2013年9月30日終了年度において、当ファンドはそれぞれ30,907,997円および43,760,126円の取引手数料を支払いました。

2.13 未払費用 - 未払費用は、当初、公正価値で認識され、その後、償却原価で計上されます。

2.14 課税 - 当ファンドは、2061年2月28日まで当ファンドが現地における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金をすべて免除されるという保証をケイマン諸島政府から受けています。現時点で、ケイマン諸島においてそのような税金は課せられていません。

当ファンドは、現在、投資収益およびキャピタル・ゲインに対し特定の国が課した源泉税を負担しています。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書に独立項目として示されています。

2014年および2013年9月30日終了年度において、税金残高の内訳は、以下のとおりでした。

	2014年(円)	2013年(円)
配当に係る税金	155,851,184	262,078,102

当ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に住所を定める有価証券に投資しています。これらの外国の多くに、当ファンドを含む非居住者に対するキャピタル・ゲイン税の適用の可能性を示す税法が存在します。このようなキャピタル・ゲイン税は、申告納税に基づいた算定が要求されることから、「源泉徴収」ベースで当ファンドのブローカーが控除することはできません。

IAS第12号 - 法人所得税に従って、関係する税務当局があらゆる事実および状況を十分に認識していると仮定して、諸外国の税法によりそれらの外国を源泉とする当ファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債の算定が要求される可能性が高い場合、当ファンドは、税金負債を認識する必要があります。そして、税金負債は、報告期間の末日までに制定されている、または実質的に制定されている税法および税率を使用して、関係する税務当局への納付が予想される金額(および支払遅延による利息または加算税)で測定されます。制定されている税法がオフショアの投資ファンドに適用される方法については、時として不確実性が存在します。このことは、税金負債が最終的に当ファンドによって納付されるかどうかについての不確実性を生み出します。従って、不確実な税金負債を測定する場合、経営者は、納付の見込みに影響を与える可能性があり、その時点で入手可能な関連する事実および状況(関係する税務当局の公式または非公式の慣行を含みます。)をすべて考慮します。

2014年および2013年9月30日現在、当ファンドは、有価証券の売却に係る実現利益に関して一定の政府により課税されるキャピタル・ゲイン税の対象となる可能性があります。当ファンドは、利益に課税されることに加えて、支払遅延による延滞利息または加算税を課される可能性があります。2014年および2013年9月30日現在、これらの税金に関連して年度末現在に発生したキャピタル・ゲイン税または負債はありませんでした。

2014年および2013年9月30日現在、受託会社は、当ファンドには、添付の財務書類において未認識タックス・ベネフィットに関して計上すべき負債はなかったと判断しています。これは受託会社の最善の見積りであるが、外国の税務当局が、当ファンドが稼得したキャピタル・ゲインに対し税金の徴収を図る可能性は残って

います。このことは、事前予告なしに、場合によっては遡及ベースで発生し、その結果、当ファンドに相当な損失が生じる可能性があります。

2.15 損失補償 - 受託会社および投資顧問会社は当ファンドのために様々な損失補償が含まれた特定の契約を締結しています。これらの取決めに基づく当ファンドの最大エクスポージャーは不明です。しかし、当ファンドには、これまでにこれらの契約に拠る損失の賠償請求はなく、損失のリスクはほとんどないと予想されます。

3. 金融リスク

3.1 金融リスクの要因 - 当ファンドは、その活動により、様々な金融リスク、すなわち市場リスク(為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、および価格リスクを含みます。)、信用リスク、および流動性リスクにさらされています。これらのリスク管理は、受託会社が承認した方針に基づき投資顧問会社が行っています。受託会社は、リスク管理全般について書面による規準を定めています。当ファンドは、種々の方法を用いて、当ファンドがさらされている様々な種類のリスクを測定および管理しています。これらの方法は、以下の説明のとおりです。当ファンドの全般的なリスク管理プログラムは、当ファンドがさらされているリスクの水準に対し得られるリターンを最大化すること、および当ファンドの財務業績に対する潜在的な不利な影響を最小化することを目指しています。当ファンドの方針により、当ファンドがデリバティブ金融商品を利用して、一部のリスク・エクスポージャーの緩和および創出の双方を行うことを可能にしています。

3.2 市場リスク - 当ファンドは、株式市場の短期的な市場変動を利用して、上場・店頭金融商品のポジションを建て、金融商品取引を行っています。

当ファンドの市場リスクは、2つの主要な構成要素の影響を受けています。すなわち、実際の価格および為替レートの変動です。非貨幣性金融商品(資本性有価証券等)が日本円以外の通貨建てである場合、その価格は、当初、外貨で表示された後に日本円に換算され、為替レートの変化によっても変動します。

当ファンドの市場価格リスクは、投資ポートフォリオの分散化によって管理されています。当ファンドは、主として、世界各国に上場しているインフラ株式およびその他のインフラ関連証券に対して、分散された市場にわたって投資を行っています。当ファンドは、単一の企業の株式に対する投資を、その企業の発行済株式の半分未満に制限する方針です。当ファンドの資産に係るすべての内在する米ドル以外の為替エクスポージャーは、合理的に可能な限り、対米ドルでヘッジされています。

当ファンドは、ボラティリティや下振れリスクを減少させる一方で、ベンチマークを上回る超過リターンの獲得を目指しています。当ファンドは、投資ポートフォリオとベンチマークの構成との比較、および、ベンチマークと比較した上での当ファンドのベータ値およびリターンの評価によって、価格リスクに対するエクスポージャーを管理しています。

2014年9月30日現在、ベンチマークが24.68%上昇または下落したと仮定した場合、他のすべての変数が不変ならば、これにより償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約3,763,781,367円それぞれ増加または減少していました。

2013年9月30日現在、ベンチマークが13.94%上昇または下落したと仮定した場合、他のすべての変数が不変ならば、これにより償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約2,704,432,811円それぞれ増加または減少していました。

表示されている感応度分析は、2014年および2013年9月30日現在のポートフォリオ構成およびポートフォリオを構成する有価証券とベンチマークとの相関実績に基づいています。当ファンドの投資ポートフォリオの構成、およびそれとベンチマークとの相関は、時の経過とともに変化すると予想されます。従って、2014年および2013年9月30日現在作成された感応度分析は、ベンチマークの水準の将来の変動が当ファンドの資本に及ぼす影響を必ずしも示していません。

3.3 為替リスク - 当ファンドが投資する有価証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨建てであるか、機能通貨以外の通貨で値付けされることがあります。このため、為替レートの変動が、当ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性があります。一般的に、当ファンドの機能通貨の価値が他

通貨に対して上昇した場合、当該通貨は当ファンドの機能通貨への換算の際に価値が減少するため、その通貨建の有価証券の価値は減少します。逆に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して下落した場合、その通貨建の有価証券の価値は増加します。このリスクは一般的に「為替リスク」として知られており、当ファンドの機能通貨が弱い場合、投資家へのリターンを増加させる可能性があるが、当ファンドの機能通貨が強い場合、それらのリターンを減少させる可能性があることを意味します。

米ドルのエクスポージャーを減らし、各クラスの名称に示されている通貨のエクスポージャーを増やすことによって、個別の為替オーバーレイ戦略が各クラスで実行されています。このオーバーレイ戦略により、各クラスの正味為替エクスポージャーは、各クラスの名称に示されている通貨のほぼ100%になると見込まれます。

以下の表は、2014年および2013年9月30日現在の為替リスクに対する当ファンドのエクスポージャー(貨幣性および非貨幣性項目の双方を含みます。)の要約です。

2014年9月30日現在	現金および現金同等物 (円)	純損益を通じて公正価値で測定する資本性有価証券 (円)	為替予約* (円)	その他の資産およびその他の負債 (円)	純額 (円)
オーストラリア・ドル AUD	-	1,566,065,033	(75,742,172)	418,211,180	1,908,534,041
ブラジル・リアル BRL	-	-	(399,503,298)	16,189,461	(383,313,837)
カナダ・ドル CAD	-	1,609,182,529	(18,400,782)	(162,185,422)	1,428,596,325
ユーロ EUR	-	2,783,192,695	(18,902,388)	(111,642,305)	2,652,648,002
英ポンド GBP	-	2,369,100,673	(82,498,396)	24,744,769	2,311,347,046
米ドル USD	1,128,613,008	7,896,214,059	(69,646,447)	(7,013,871)	8,948,166,749
南アフリカ・ランド ZAR	-	-	(2,891,665)	-	(2,891,665)
	1,128,613,008	16,223,754,989	(667,585,148)	178,303,812	16,863,086,661
日本円 JPY	-	-	-	(40,490,957)	(40,490,957)
	1,128,613,008	16,223,754,989	(667,585,148)	137,812,855	16,822,595,704

2013年9月30日現在	現金および現金同等物 (円)	純損益を通じて公正価値で測定する資本性有価証券 (円)	為替予約* (円)	その他の資産およびその他の負債 (円)	純額 (円)
オーストラリア・ドル AUD	-	1,325,767,165	(99,020,292)	(14,238,461)	1,212,508,412
ブラジル・リアル BRL	-	307,702,120	67,877,510	33,591,980	409,171,610
カナダ・ドル CAD	-	1,919,019,154	(5,680,988)	11,135,153	1,924,473,319
ユーロ EUR	-	2,445,222,883	(43,516,812)	-	2,401,706,071
英ポンド GBP	-	2,692,667,789	(73,151,960)	14,821,078	2,634,336,907
メキシコ・ペソ MXN	-	217,351,711	1,147,804	-	218,499,515
米ドル USD	1,448,822,578	12,179,793,436	346,207,556	(6,275,351)	13,968,548,219
南アフリカ・ランド ZAR	-	-	(36,796,464)	-	(36,796,464)
	1,448,822,578	21,087,524,258	157,066,354	39,034,399	22,732,447,589
日本円 JPY	-	-	-	(86,338,236)	(86,338,236)
	1,448,822,578	21,087,524,258	157,066,354	(47,303,837)	22,646,109,353

* 2014年および2013年9月30日現在の為替予約の想定元本については、投資明細表を参照ください。

以下の表は、2014年および2013年9月30日現在、為替変動の変化に対する当ファンドの資産および負債の感応度の要約です。当該分析は、他のすべての変数が不変として、関連する為替レートが対日本円で以下の表に開示されているパーセンテージだけ上昇/下落したという仮定に基づいています。これは、投資顧問会社による為替レートの合理的な可能性のある変動の最善の見積りを表しており、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティを考慮しています。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加または減少は、主として、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産・負債に分類される資本性有価証券の公正価値の変動により生じます。

	2014年の 為替レート の合理的な 可能性のある 変動		ファンドの 純資産に与える影響 (円)		各クラスの純資産 に与える影響 (円)
通貨					
AUD	+/-4%	+/-	24,935,261	+/-	243,535,520 (1)
BRL	+/-3%	+/-	485,684	+/-	255,640,869 (2)
CAD	+/-3%	+/-	2,607,085	+/-	-
EUR	+/-5%	+/-	6,460,000	+/-	-
GBP	+/-11%	+/-	21,969,378	+/-	-
USD	+/-11%	+/-	1,765,446,246	+/-	1,915,762,601 (3)
ZAR	+/-0% *	+/-	-	+/-	336,273 (4)

(1) AUDクラスのみの影響

(2) BRLクラスのみの影響

(3) AUDクラス、BRLクラス、JPYクラスおよびZARクラスに影響

(4) ZARクラスのみの影響

* 1%未満です。

	2013年の 為替レート の合理的な 可能性のある 変動		ファンドの 純資産に与える影響 (円)		各クラスの純資産 に与える影響 (円)
通貨					
AUD	+/-12%	+/-	3,367,270	+/-	628,254,769 (1)
BRL	+/-12%	+/-	5,373,369	+/-	1,545,919,771 (2)
CAD	+/-17%	+/-	21,028,206	+/-	-
EUR	+/-25%	+/-	24,794,832	+/-	-
GBP	+/-21%	+/-	13,873,210	+/-	-
MXN	+/-19%	+/-	94,803	+/-	-
USD	+/-21%	+/-	4,744,557,915	+/-	4,764,626,012 (3)
ZAR	+/- 4%	+/-	-	+/-	38,822,965 (4)

(1) AUDクラスのみの影響

(2) BRLクラスのみの影響

(3) AUDクラス、BRLクラス、JPYクラスおよびZARクラスに影響

(4) ZARクラスのみの影響

3.4 金利リスク - 当ファンドの金融資産および金融負債の大半は、無利子です。当ファンドが保有する有利子資産は、満期日が報告日から1ヶ月未満の現金および現金同等物から成ります。その結果、当ファンドは、市場金利の実勢水準の変動による重要なリスクを被ることはありません。

3.5 信用リスク - 当ファンドは、信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けています。信用リスクとは、相手方が期日に全額を支払うことができなくなるリスクです。該当がある場合、財政状態計算書日までに発生している損失に対して減損引当金が引き当てられます。

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを利用して受渡し時に決済/支払が行われます。ブローカーが支払を受領した場合にのみ売却有価証券の受渡しが行われることから、債務不履行のリスクは最小限であると考えられます。購入時の支払は、ブローカーが有価証券を受領した場合には行います。当事者の一方が債務を履行できなくなった場合、売買はフェイル(fail)することとなります。

投資顧問会社は、当ファンドの信用ポジションを継続的に監視しています。

2014年および2013年9月30日現在、全金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に示されている帳簿価額です。これらの資産はいずれも減損しておらず、期日も経過していません。当ファンドの有価証券取引に関する決済および預託業務は、優良ブローカー1社、すなわちブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに主に集中しています。2014年および2013年9月30日現在、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資はすべて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されています。

3.6 流動性リスク - 流動性リスクとは、金融負債に関連する債務を履行するにあたり、当ファンドが困難に直面するリスクです。

当ファンドは、日々、償還可能受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは重要な流動性リスクにさらされています。当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な有価証券に投資することによって、このリスクを管理しているが、かかる流動性条件が将来常に存在するという保証はありません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値(時として受託会社が定める場合もあります。)を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。

以下の表は、財政状態計算書日現在から契約上の満期日までの残存期間に基づき関連する満期別に分類した当ファンドの金融負債の分析です。表中の金額は契約上の割引前のキャッシュ・フローです。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2014年9月30日現在				
以下に関する債務：				
有価証券の購入	616,758,208	-	-	616,758,208
受益証券の償還	4,423,040	-	-	4,423,040
投資顧問会社報酬	42,875,542	-	-	42,875,542
保管受託銀行報酬	4,526,187	-	-	4,526,187
専門家報酬	4,430,345	-	-	4,430,345
管理事務代行会社報酬	2,448,883	-	-	2,448,883
名義書換代理人報酬	699,822	-	-	699,822
受託会社報酬	396,158	-	-	396,158
契約上の現金支出 (決済されたデリバティブを除く。)	676,558,185	-	-	676,558,185

2013年9月30日現在	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
以下に関する債務：				
受益証券の償還	84,776,661	-	-	84,776,661
有価証券の購入	17,774,719	-	-	17,774,719
投資顧問会社報酬	67,495,124	-	-	67,495,124
保管受託銀行報酬	4,749,788	-	-	4,749,788
専門家報酬	4,663,060	-	-	4,663,060
管理事務代行会社報酬	3,824,269	-	-	3,824,269
名義書換代理人報酬	694,975	-	-	694,975
受託会社報酬	645,187	-	-	645,187
契約上の現金支出 (決済されたデリバティブを除く。)	184,623,783	-	-	184,623,783

償還可能受益証券は、保有者の選択により請求があり次第、償還されます。しかし、受託会社は、これらの金融商品の保有者が通常、中長期にわたってそれらを保有し続けることから、開示されているこの契約上の満期は実際の現金支出を表さないと予測しています。

2014年9月30日現在、4名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有しており、2013年9月30日現在、3名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有していました。

投資顧問会社は、当ファンドの流動性ポジションを継続的に監視しています。

以下の表は、総額決済される当ファンドのデリバティブ金融商品の分析です。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされます。表に開示されている金額は、割引前のキャッシュ・フローです。割引の影響額に重要性がないため、12ヶ月以内に満期を迎える残高は、帳簿価額に等しいです。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
総額決済デリバティブ				
2014年9月30日現在				
為替予約				
- 支出	25,996,147,919	-	-	25,996,147,919
- 流入	25,328,562,772	-	-	25,328,562,772
2013年9月30日現在				
為替予約				
- 支出	31,548,813,694	-	-	31,548,813,694
- 流入	31,705,880,048	-	-	31,705,880,048

3.7 自己資本リスク管理 - 当ファンドの自己資本は、償還可能受益証券の保有者に帰属する資本です。償還可能受益証券の保有者に帰属する資本の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日々大きく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の証券の保有者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・流動資産と比較して日々の購入申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券の保有者に対して支払う分配金の金額を調整します。

・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行います。

受託会社および投資顧問会社は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の価値に基づき、自己資本を監視しています。

3.8 保管受託銀行のリスク - 受託会社も、投資顧問会社も、当ファンドの保有有価証券すべての保管を管理していません。保管受託銀行として業務を行うために選ばれた、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管受託銀行」といいます。）、または他の銀行やブローカー業務企業は破綻する可能性があります。そのことにより、当ファンドは、それらの保管受託銀行が保有するファンドまたは有価証券のすべてまたは一部を喪失する可能性があります。

3.9 損失補償リスク - 受託会社、投資顧問会社およびその他の当事者またはそれらの代理人、社長、役員、社員および関係者は、受益証券1口当たり純資産が減少する結果となる一定の状況下において、当ファンドの資産から損失補償を受ける資格を有します。

3.10 決済リスク - 特定の海外市場における決済および清算の手続きは、米国、欧州連合および日本におけるそれらと大きく異なります。海外における決済および清算の手続きまたは取引規則はまた、有価証券の支払または受渡の遅延など、米国投資における決済においては一般的でない特定のリスクを伴うことがあります。時として、特定の海外諸国における決済は、有価証券取引の件数に対応できなくなることがありました。これらの問題は、投資顧問会社が当ファンドの口座における取引の実行を困難にすることがあります。投資顧問会社が有価証券の購入の決済を行うことができない、または決済が遅延する場合は、投資顧問会社は魅力的な投資機会を逃すことがあり、当ファンドの資産の一定分が、その後一定期間収益なしのまま投資されないことになることがあります。

投資顧問会社が有価証券の売却の決済を行うことができない、または決済が遅延し、その後当該有価証券の価値が減少した場合、当ファンドは現金を失うことがあります。また、投資顧問会社が別の相手方に有価証券を売却する契約をしていた場合、当ファンドは発生した損失に対して責任を負うことになります。

3.11 デリバティブ - 投資顧問会社は、当ファンドの投資をヘッジするため、または当ファンドの収益の向上を追求するために、デリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブは、その他の種類の金融商品より短期間で当ファンドのリスク・エクスポージャーを増加または減少させることが可能です。デリバティブは変動性が高く、以下の重大なリスクを伴います。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金融上の義務を履行することができなくなるリスク。
- ・レバレッジリスク - 相対的に小さな市場の動きが投資価値の大きな変動を引き起こす特定の種類の投資または取引戦略に係るリスク。レバレッジを伴う特定の投資または取引戦略は、当初投資していた金額を大きく越える損失を引き起こすことがあります。
- ・流動性リスク - 特定の有価証券は、売り手が望むタイミングまたは売り手が当該有価証券の実勢価値と考える価格で売却することが困難または不可能となることがあるリスク。

投資顧問会社は、予定ヘッジを含む当ファンドのヘッジ目的のために、デリバティブを利用することがあります。ヘッジは、投資顧問会社が他のファンドの保有に関連するリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略です。

ヘッジは損失を減少させることができる一方で、市場の動きが投資顧問会社の予想と異なる場合、またはデリバティブの費用がヘッジの利益を上回る場合、利益を減少または消失させることもあり、また、損失を引き起こすこともあります。デリバティブの価値の変動が、投資顧問会社が予想したヘッジ対象の保有資産の価値の変動と合致せず、かかる場合、ヘッジ対象の保有資産の損失は減少せず、増加することもあるというリスクをヘッジは伴っています。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させる、あるいは、ヘッジ取引が利用可能または費用対効果が高いという保証はありません。投資顧問会社は、当ファンドにヘッジを利用することを要求されず、そうしないことを選択することもあります。投資顧問会社は、当ファンドの収益の向上を追求する

ためにデリバティブを利用することがあることから、かかる投資により、当ファンドは、投資顧問会社がヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きい割合で上記のリスクにさらされることとなります。収益の向上を追求するためのデリバティブの利用は、投機的と見なされることがあります。

3.12 取引相手方およびブローカーのリスク - 投資顧問会社またはその代理人が、当ファンドの口座のために取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行およびブローカー業務企業を含みます。）は、財政的な困難に直面し、当ファンドに関して負っている各々の債務の履行を怠ることがあります。

かかる債務不履行はいずれも当ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。さらに、投資顧問会社は、特定の取引を確保するために、取引相手方に当ファンドの口座の担保を差し出すこともあります。

当ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットリング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクに対するエクスポージャーの軽減に努めています。マスター・ネットリング契約によって、当ファンドは、取引相手方の信用度が一定水準より下落した時点で、かかる契約に基づき行われた取引をすべて終了させる権利が与えられます。マスター・ネットリング契約によって、各当事者は、他の当事者の債務不履行発生時または契約終了時に、かかる契約に基づき行われた取引をすべて終了させ、各取引における債務の金額を相殺してある当事者から他方の当事者への未払金にまとめる権利が与えられます。店頭デリバティブに関連した取引相手方の信用リスクによる当ファンドの最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益と取引相手方の未払額の合計が、取引相手方が当ファンドに差し入れた担保を超過する金額です。当ファンドは、店頭デリバティブの取引相手方のために、未決済のデリバティブ契約に係る各取引相手方の未実現評価益以上の金額（特定の最低移転条項の対象となっています。）の担保の差入れを求められることがあり、そのような差入担保があれば、投資明細表において識別されます。

2014年9月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、以下のとおりでした。

デリバティブ資産	認識された資産の総額 (円)	財政状態計算書で相殺 された総額(円)	財政状態計算書に表示さ れた純額(円)
為替予約	271,140,272	-	271,140,272
	271,140,272	-	271,140,272

デリバティブ 資産	取引相手方	財政状態計算書に 表示された資産の 純額(円)	財政状態計算書で相殺されない総額 差入担保		
			金融商品(円)	現金* (円)	純額(円)
為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	4,267,919	(4,267,919)	-	-
	HSBC Bank Plc	266,872,353	(266,872,353)	-	-
		271,140,272	(271,140,272)	-	-

デリバティブ負債	認識された負債の総額 (円)	財政状態計算書で相殺 された総額(円)	財政状態計算書に表示さ れた純額(円)
為替予約	(938,725,420)	-	(938,725,420)
	(938,725,420)	-	(938,725,420)

デリバティブ 負債	取引相手方	財政状態計算書に 表示された負債の 純額(円)	財政状態計算書で相殺されない総額 差入担保		
			金融商品(円)	現金* (円)	純額(円)
為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	(261,724,308)	4,267,919	-	(257,456,389)
	HSBC Bank Plc	(657,001,112)	266,872,353	-	(390,128,759)
		(918,725,420)	271,140,272	-	(647,585,148)

2013年9月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、以下のとおりでした。

デリバティブ資産	認識された資産の総額 (円)	財政状態計算書で相殺 された総額(円)	財政状態計算書に表示さ れた純額(円)
為替予約	382,802,416	-	382,802,416
	382,802,416	-	382,802,416

デリバティブ 資産	取引相手方	財政状態計算書に 表示された資産の 純額(円)	財政状態計算書で相殺されない総額		
			金融商品(円)	差入担保 現金*	純額(円)
為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	82,048,507	(10,816,092)	-	71,232,415
	Deutsche Bank	300,753,909	-	-	300,753,909
		382,802,416	(10,816,092)	-	371,986,324

デリバティブ負債	認識された負債の総額 (円)	財政状態計算書で相殺 された総額(円)	財政状態計算書に表示さ れた純額(円)
為替予約	(225,736,062)	-	(225,736,062)
	(225,736,062)	-	(225,736,062)

デリバティブ 負債	取引相手方	財政状態計算書に 表示された負債の 純額(円)	財政状態計算書で相殺されない総額		
			金融商品(円)	差入担保 現金*	純額(円)
為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	(10,816,092)	10,816,092	-	-
	HSBC Bank Plc	(214,919,970)	-	-	(214,919,970)
		(225,736,062)	10,816,092	-	(214,919,970)

*実際の(受入)/差入担保は、上記の表に開示されている金額を上回ることがあります。

3.13 公正価値の見積り - 活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公的市場で取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、期末日における取引時間終了時の市場相場価格に基づきます。2013年1月1日より前においては、当ファンドが保有する金融資産に用いられた市場相場価格は直近の買呼値、金融負債の市場相場価格は直近の売呼値でした。当ファンドは、2013年1月1日からIFRS第13号「公正価値測定」を適用し、金融資産と金融負債の双方に関して最後に取引された市場価格を用いるように公正価値評価のインプットを変更しました。市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社からの助言を得て受託会社が採用した手続きに従って誠実に算定された公正価値で評価されます。

活発な市場とは、資産または負債の取引が、継続的に価格決定の情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場です。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。当ファンドは、種々の方法を用いて、各年度末日現在の市況に基づいた仮定を行います。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブ等、標準化されていない金融商品に関して用いられる評価技法には、比較可能な最近の独立第三者間取引の利用、実質的に同じ他の金融商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデル、および市場参加者が一般に用いている市場のインプットを最大限に利用し企業固有のインプットには可能な限り依存しないその他の評価技法が含まれます。

活発な市場がない金融商品について、当ファンドは、内部で開発したモデルを用いることがあります。これらのモデルは通常、業界内で標準であると一般に認められている評価方法・技法に基づきます。評価モデルは、主として、事業年度において市場が活発でなかったかまたは活発ではない、非上場の株式、債券、およびその他の負債性金融商品の評価に用いられます。これらのモデルへのインプットの一部は、市場が観測可能でないことがあるため、仮定に基づいて見積りが行われます。

モデルのアウトプットは常に、確実に算定することができない価値の見積りまたは近似値となります。使用される評価技法は、当ファンドの保有ポジションに関連するすべての要素を完全に反映していない場合があります。従って、評価額は、追加要素(モデル・リスク、流動性リスク、および相手方リスクを含みます。)を考慮に入れて、適宜調整されます。

その他の債権および債務の帳簿価額(減損引当金控除後)は、公正価値に近似しているとみなされています。開示目的上、金融負債の公正価値は、当ファンドが入手可能な、類似した金融商品の期末の市場金利で、契約上の将来キャッシュ・フローを割引くことによって見積られます。

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・レベル1 公正価値測定は、同一の資産または負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格から得られるものです。
- ・レベル2 公正価値測定は、当該資産または負債について(例えば価格として)直接的にまたは(例えば価格から得られるものとして)間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットから得られるものです。
- ・レベル3 公正価値測定は、当該資産または負債について観察可能な市場データに基づかないインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法から得られるものです。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

何が「観察可能」であるかの決定は、当ファンドによる重要な判断が必要です。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

以下は、2014年9月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約です。

	同一の投資についての活発な市場における(無調整の)相場価格 (レベル1) (円)	その他の重要な観察可能なインプット (レベル2) (円)	重要な観察不能なインプット (レベル3) (円)	2014年9月30日 現在公正価値 (円)
金融資産				
クローズ・エンド型ファンド	612,600,666	-	-	612,600,666
商業サービス	630,886,192	-	-	630,886,192
電気	2,141,204,226	-	-	2,141,204,226
エンジニアリング・建設	431,765,501	-	-	431,765,501
ガス	2,211,488,942	-	-	2,211,488,942
パイプライン	8,409,115,055	-	-	8,409,115,055
電気通信	1,073,809,426	-	-	1,073,809,426
水	712,884,981	-	-	712,884,981
為替予約	-	271,140,272	-	271,140,272
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	16,223,754,989	271,140,272	-	16,494,895,261
金融負債				
為替予約	-	(938,725,420)	-	(938,725,420)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	(938,725,420)	-	(938,725,420)

以下は、2013年9月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインプットに従った公正価値評価の要約です。

金融資産	同一の投資についての活発な市場における（無調整の）相場価格（レベル1） （円）	その他の重要な観察可能なインプット（レベル2） （円）	重要な観察不能なインプット（レベル3） （円）	2013年9月30日現在公正価値 （円）
クローズ・エンド型ファンド	531,094,560	-	-	531,094,560
商業サービス	409,636,918	-	-	409,636,918
電気	3,398,157,978	-	-	3,398,157,978
エンジニアリング・建設	382,709,407	-	-	382,709,407
ガス	2,962,104,427	-	-	2,962,104,427
パイプライン	11,289,323,680	-	-	11,289,323,680
電気通信	930,207,172	-	-	930,207,172
水	1,184,290,116	-	-	1,184,290,116
為替予約	-	382,802,416	-	382,802,416
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	21,087,524,258	382,802,416	-	21,470,326,674
金融負債				
為替予約	-	(225,736,062)	-	(225,736,062)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	(225,736,062)	-	(225,736,062)

価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、資本性有価証券が含まれます。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行っていません。

活発でないとみなされる市場で売買されるが市場相場価格、ディーラーの提示価格、または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定の情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これらには、為替予約が含まれます。レベル2の投資は、活発な市場で売買されない、および/または譲渡制限が課せられているポジションを含む場合があるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映して調整されることがあり、通常、これらは入手可能な市場情報に基づいています。

レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有しています。レベル3の金融商品には、非公開の資本性投資が含まれることがあります。それらの有価証券に関しては観察可能な価格が入手できないため、評価技法を使用して公正価値を導出します。当ファンドは、いかなる保有資産もレベル3に分類していません。

公正価値で計上されないが、公正価値が開示されている資産および負債

2014年および2013年9月30日現在、現金および現金同等物はレベル1に分類されています。公正価値で測定されないが、公正価値が開示されているその他の資産および負債はすべて、レベル2に分類されています。資産および負債の内訳については財政状態計算書を、評価技法の詳細については注記2を参照ください。

2014年および2013年9月30日終了年度において、レベル1、レベル2、レベル3の間の振替はありませんでした。

4. 極めて重要な会計上の見積りおよび判断

4.1 極めて重要な会計上の見積りおよび仮定

経営者は、資産および負債の報告金額に影響を与える将来に関する見積りおよび仮定を行っています。見積りは、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素（その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想を含みます。）に基づいています。結果として生じた会計上の見積りは、当然ながら、関連する実際の結果と同じになることはほとんどありません。

4.2 極めて重要な判断：機能通貨

受託会社は、日本円が、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。日本円は、当ファンドが投資家から払込金を受領する通貨であるのみならず、当ファンドが業績を測定し成績を報告する通貨でもあります。

5 . 償還可能受益証券

発行が承認される受益証券の口数は、制限がなく、無額面とされています。各受益証券は当ファンドにおける不可分の受益権を表しており、その結果、当ファンドの終了時に受益証券保有者に支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産額をその時点で発行済の当該クラスの全受益証券で除した取り分と等しくなります。受益証券は記名式で発行され、購入者による要求が特段ない限り、証書は発行されません。当ファンドの受益証券保有者の登録簿は、受益証券の所有権の確実な証拠となり、発行時に証書（要求した場合）は、当該証書の発行日において登録簿に示されている地位の証拠となります。

以降の募集が100,000米ドル相当の日本円を下回らないことを条件に、当該最低額の適用が受託会社の裁量で放棄されない限り、適格投資家は、該当する購入価格で以降の購入日に受益証券を購入することが可能です。同じクラスの受益証券の追加購入の意向を有する既存の受益証券保有者に関しては、以降の購入について最低額の制限はありません。また、購入については最高額の制限もありません。

端数部分の受益証券は発行されず、また、受益証券に係る支払はすべて、当ファンドの機能通貨である日本円で行われます。受託会社は、何らかの理由により、および、理由を示すことなく、購入を受け付けないことが可能です。

受益証券保有者は制限付議決権を有し、受益証券保有者の投票は、限られた一定の状況においてのみ要求されます。それらの状況において、当トラスの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める投票または書面による同意のいずれかにより、受益証券保有者の決議は可決されます。特定のファンドの受益証券保有者のみが影響を受ける特別な場合には、当該ファンドの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別の決議または書面による同意によって、当該ファンドの受益証券保有者は、独立したクラスとして投票するよう要求されます。

当ファンドは、特定の為替エクスポージャーに対するヘッジとして、受益証券の各クラスで為替予約を保有しています。これらの為替予約に起因する損益は、受益証券のそれぞれのクラスに配分されます。

2014年および2013年9月30日現在、純資産合計、発行済受益証券、および受益証券1口当たり純資産額は、以下のとおりでした。

2014年9月30日現在

受益証券クラス	純資産合計 (円)	発行済受益証券 (口)	受益証券1口当たり 純資産額 (円)
A U D	6,011,127,515	3,735,903,169	1.6090
B R L	8,048,905,046	7,321,941,403	1.0993
J P Y	2,430,945,475	1,660,896,668	1.4636
Z A R	331,617,668	291,535,999	1.1375

2013年9月30日現在

受益証券クラス	純資産合計 (円)	発行済受益証券 (口)	受益証券1口当たり 純資産額 (円)
A U D	5,065,632,447	3,982,663,740	1.2719
B R L	13,007,617,240	14,495,278,352	0.8974
J P Y	3,615,771,942	3,025,012,171	1.1953
Z A R	957,087,724	1,026,309,636	0.9326

受益証券は、各営業日に買戻しが可能です。受益証券保有者は、受益証券の買戻しを要求する通知書(以下「買戻通知書」といいます。)を送達し、受託会社(またはその代理人)がその中で指定された受益証券を買い戻すよう要求することが可能です。一旦提出した買戻通知書は、通常または特殊な場合に受託会社(またはその代理人)が決定しない限り取消できません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値(時として受託会社が定める場合もあります。)を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。端数部分の受益証券は、買戻しが不能です。受託会社は、受益証券保有者に対し書面による通知を少なくとも5営業日前に行うことによって、その時点での受益証券1口当たり実勢純資産額から受託会社が負担する経費または当該受益証券保有者が支払うべき金銭を差し引いた額で、受益証券の全部または一部を償還することが可能です。

2014年9月30日終了年度における受益証券の発行口数、償還口数、および発行済口数は、以下のとおりでした。

受益証券クラス	2013年9月30日現在	償還可能受益証券の発行	償還可能受益証券の償還	2014年9月30日現在
A U D	3,982,663,740	1,350,367,885	(1,597,128,456)	3,735,903,169
B R L	14,495,278,352	4,245,120,876	(11,418,457,825)	7,321,941,403
J P Y	3,025,012,171	138,113,071	(1,502,228,574)	1,660,896,668
Z A R	1,026,309,636	-	(734,773,637)	291,535,999
合計	22,529,263,899	5,733,601,832	(15,252,588,492)	13,010,277,239

2013年9月30日終了年度における受益証券の発行口数、償還口数、および発行済口数は、以下のとおりでした。

受益証券クラス	2012年9月30日現在	償還可能受益証券の発行	償還可能受益証券の償還	2013年9月30日現在
A U D	5,726,696,520	2,164,655,202	(3,908,687,982)	3,982,663,740
B R L	20,583,132,305	8,768,033,566	(14,855,887,519)	14,495,278,352
J P Y	1,321,237,214	2,312,732,517	(608,957,560)	3,025,012,171
Z A R	227,730,534	856,452,577	(57,873,475)	1,026,309,636
合計	27,858,796,573	14,101,873,862	(19,431,406,536)	22,529,263,899

6. デリバティブ金融商品

為替予約

為替予約とは、合意された将来のある日に合意された価格で一定量の外貨を受け取るまたは引き渡す契約上の債務です。これらの為替予約は、為替予約締結日現在の先物為替レートと測定日現在の先渡レートとの差額に基づいて、日々評価されます。

特定の種類の金融商品の想定元本は、財政状態計算書に認識される金融商品との比較基準となるが、当該金融商品に關係する将来キャッシュ・フローの金額または当該金融商品の現在の公正価値を必ずしも示していないことから、信用リスクまたは市場価格リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを示すものではありません。デリバティブ金融商品は、それらの契約条件に關係する市場価格または為替レートの変動の結果、プラス(資産)またはマイナス(負債)になります。保有するデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、金融商品のプラスまたはマイナスの度合、およびデリバティブ金融資産・負債の公正価値総額は、時として著しく変動する可能性があります。

7. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者に対し財務または営業の決定に際して重要な影響力を有している場合に、関連があるとみなされます。

7.1 受託会社報酬

受託会社は、該当する月の各営業日に、当ファンドの平均純資産額の年率0.01%の報酬を受け取ります。当該報酬は、毎月、算出および支払が行われ、最低年次報酬を10,000米ドルとしています。

2014年および2013年9月30日終了年度に受託会社が稼得した報酬、ならびに2014年および2013年9月30日現在の受託会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.2 管理事務代行会社報酬

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」といいます。）との管理事務代行契約を有しています。管理事務代行会社は、当該契約に関して、純資産のうち最初の250百万米ドルに対しては0.06%、次の純資産250百万米ドルに対しては0.05%、純資産500百万米ドルを超える純資産の全額に対しては0.04%の報酬を課しており、最低月次報酬は4,200米ドルとされています。

2014年および2013年9月30日終了年度に管理事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2014年および2013年9月30日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.3 保管受託銀行報酬

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管受託銀行」といいます。）との保管契約を有しており、保管受託銀行は、取引ベースで算出され、毎月後払いで支払われる報酬を受け取ります。保管受託銀行は、すべての現金および投資資産を保管しており、日次純資産額を算出します。

2014年および2013年9月30日終了年度に保管受託銀行が稼得した報酬、ならびに2014年および2013年9月30日現在の保管受託銀行に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.4 名義書換代理人報酬

受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「名義書換代理人」といいます。）との名義書換代理人契約を有しています。名義書換代理人は、当該契約に関して、年間報酬10,000米ドルを受領します。

2014年および2013年9月30日終了年度に名義書換代理人が稼得した報酬、ならびに2014年および2013年9月30日現在の名義書換代理人に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.5 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、当ファンドの資産から年率0.53%の報酬を受領する権利を有します。投資顧問会社報酬は、当ファンドの純資産額に基づいて日々発生し、3月末および9月末時点で算出され、年に2回、後払いで支払われます。

投資顧問会社は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドを当ファンドの副投資顧問会社（以下「副投資顧問会社」といいます。）に任命しています。副投資顧問会社は、投資顧問会社が受領した報酬から支払を受けます。

2014年および2013年9月30日終了年度に投資顧問会社が稼得した報酬、ならびに2014年および2013年9月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.6 デリバティブの取引相手方

当ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーと、為替予約を締結することを認められています。2014年および2013年9月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の為替予約はすべて、投資明細表に開示されています。2014年および2013年9月30日終了年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの為替予約に係る未実現損失純額それぞれ15,148,057円および32,896,622円があり、包括利益計算書に開示されています。

8. 財政状態計算書日後の事象

受託会社は、2015年3月13日(本財務書類の公表が可能となった日)までのすべての後発の取引および事象の評価を行いました。2014年10月1日から2015年3月13日までに、7,613,272,901円の募集があり、3,840,255,995円の償還がありました。同期間中に854,332,525円の分配がありました。当ファンドに関連する後発事象は他にありません。

短期公社債マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	平成26年 8月15日現在	平成27年 2月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,227,443	43,254,668
国債証券	399,989,405	359,999,640
未収利息	3	56
流動資産合計	403,216,851	403,254,364
資産合計	403,216,851	403,254,364
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	395,387,808	395,378,194
剰余金		
剰余金又は欠損金()	7,829,043	7,876,170
元本等合計	403,216,851	403,254,364
純資産合計	403,216,851	403,254,364
負債純資産合計	403,216,851	403,254,364

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 8月15日現在		平成27年 2月16日現在	
1. 計算日における受益権の総数	395,387,808口	1. 計算日における受益権の総数	395,378,194口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0198円	1口当たり純資産額	1.0199円
(1万口当たり純資産額)	(10,198円)	(1万口当たり純資産額)	(10,199円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左

区分	自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成26年 8月15日現在	平成27年 2月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成26年 2月18日 至 平成26年 8月15日	自 平成26年 8月16日 至 平成27年 2月16日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成26年 8月15日現在	平成27年 2月16日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	424,124,702円	395,387,808円
期中追加設定元本額	686,410円	98,048,829円
期中一部解約元本額	29,423,304円	98,058,443円
同期末における元本の内訳		
新光ピュア・インド株式ファンド	218,101,914円	218,092,300円
新光ブラジル債券ファンド	107,294,012円	107,294,012円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファン ド(通貨選択型)円コース	9,941,981円	9,941,981円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファン ド(通貨選択型)豪ドルコース	17,759,859円	17,759,859円

区分	平成26年 8月15日現在	平成27年 2月16日現在
世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース	33,218,606円	33,218,606円
世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース	1,602,911円	1,602,911円
世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド	1,623,232円	1,623,232円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T1コース	2,751,032円	2,751,032円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T2コース	2,358,028円	2,358,028円
高格付短期豪ドル債ファンド	736,233円	736,233円
合計	395,387,808円	395,378,194円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	平成26年 8月15日現在	平成27年 2月16日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	15,645	380
合計	15,645	380

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第438回国庫短期証券	110,000,000	109,999,838	
	第493回国庫短期証券	50,000,000	49,999,896	
	第502回国庫短期証券	200,000,000	199,999,906	
合計		360,000,000	359,999,640	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコース

（平成27年 2月27日現在）

資産総額	9,195,168,599円
負債総額	13,570,679円
純資産総額（ - ）	9,181,597,920円
発行済口数	6,255,952,137口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4677円
（1万口当たり純資産額）	（14,677円）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース

（平成27年 2月27日現在）

資産総額	4,995,312,410円
負債総額	8,819,809円
純資産総額（ - ）	4,986,492,601円
発行済口数	4,633,189,853口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0763円
（1万口当たり純資産額）	（10,763円）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース

（平成27年 2月27日現在）

資産総額	295,069,060円
負債総額	109,102円
純資産総額（ - ）	294,959,958円
発行済口数	232,064,967口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2710円
（1万口当たり純資産額）	（12,710円）

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンド

（平成27年 2月27日現在）

資産総額	1,738,029円
負債総額	33円
純資産総額（ - ）	1,737,996円
発行済口数	1,736,837口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0007円
（1万口当たり純資産額）	（10,007円）

（参考）短期公社債マザーファンド

（平成27年 2月27日現在）

資産総額	453,255,397円
負債総額	49,999,950円
純資産総額（ - ）	403,255,447円
発行済口数	395,378,194口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0199円
（1万口当たり純資産額）	（10,199円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開

設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成27年2月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

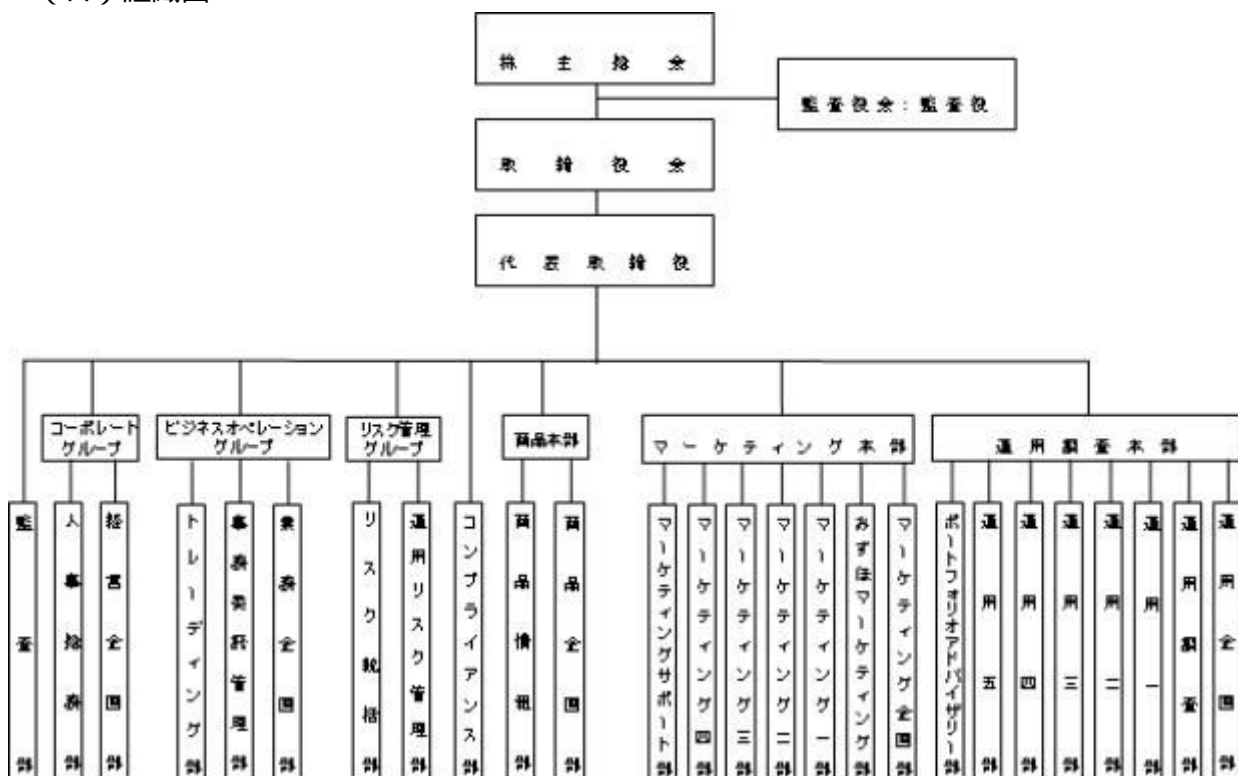
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

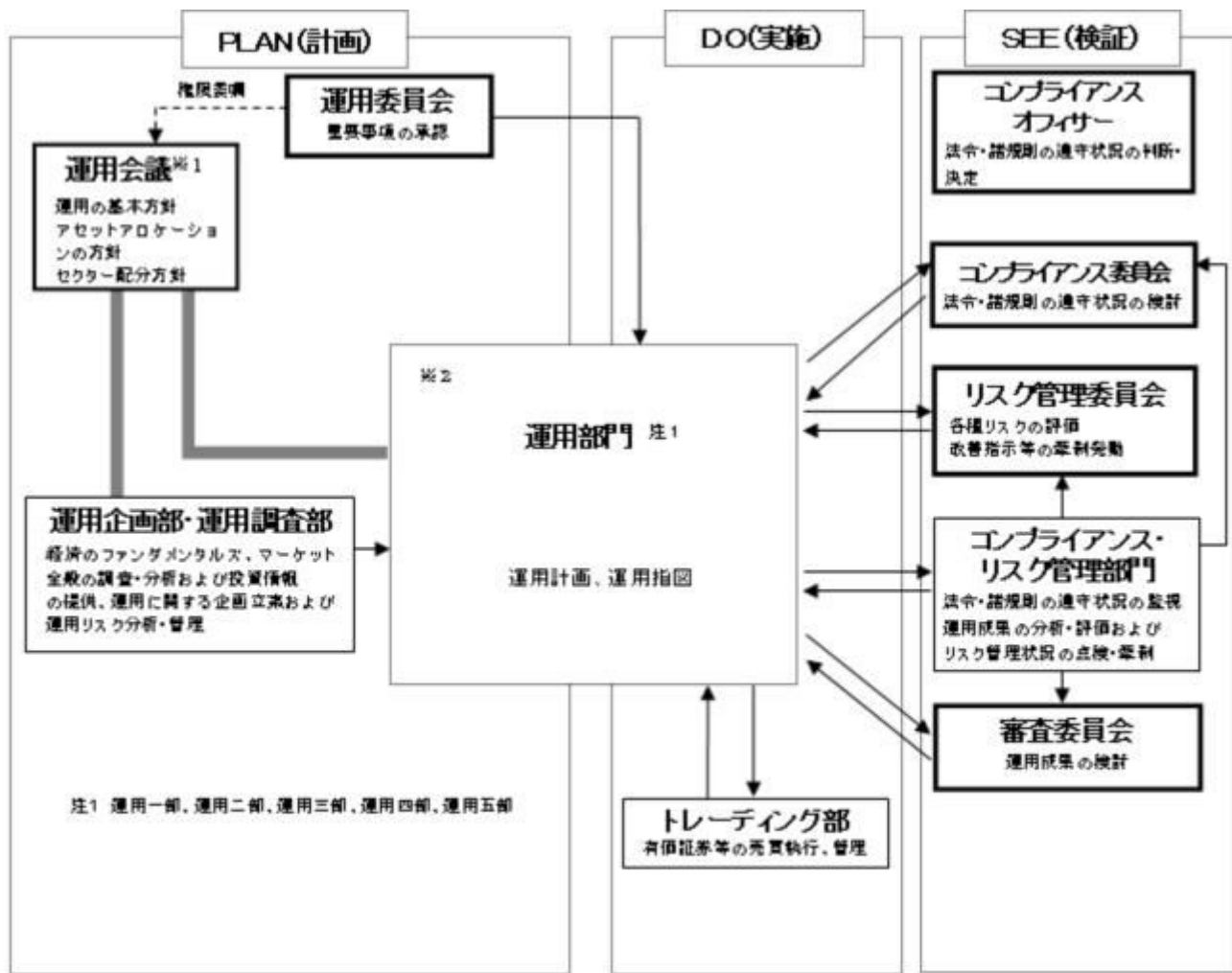
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(八) 投資運用の意思決定機構



実績の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成27年2月27日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	290	4,189,107
株式投資信託（合計）	262	3,412,567
単位型	38	146,577
追加型	224	3,265,990
公社債投資信託（合計）	28	776,540
単位型	1	215
追加型	27	776,324

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,766,270	13,492,111
有価証券	5,259,693	3,291,156
貯蔵品	1,062	5,188
立替金	30,280	15,778
前払金	25,483	38,614
前払費用	20,286	16,530
未収委託者報酬	1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬	86,074	117,049
未収収益	13,810	6,509
繰延税金資産	192,202	283,616
流動資産合計	18,286,853	19,920,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 15,051	2 12,380
構築物（純額）	2 1,886	2 1,650
器具・備品（純額）	2 95,877	2 99,960

リース資産(純額)	2	680	2	340
有形固定資産合計		113,496		114,332
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	39,774	3	74,851
ソフトウェア仮勘定		-		11,885
無形固定資産合計		39,866		86,827
投資その他の資産				
投資有価証券		2,929,683		3,213,218
関係会社株式		77,100		77,100
長期差入保証金		125,515		124,152
長期繰延税金資産		8,695		63,925
前払年金費用		410,271		374,562
その他		10,632		6,632
投資その他の資産合計		3,561,898		3,859,590
固定資産合計		3,715,261		4,060,749
資産合計		22,002,115		23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		18,156		21,303
リース債務		1,206		810
未払金				
未払収益分配金		336		177
未払償還金		14,470		10,100
未払手数料	1	964,634	1	1,296,830
その他未払金		195,035		513,148
未払金合計		1,174,476		1,820,257
未払費用		402,634		548,430
未払法人税等		471,902		1,462,380
賞与引当金		299,000		362,800
役員賞与引当金		45,500		44,200
流動負債合計		2,412,875		4,260,181
固定負債				
長期リース債務		1,156		345
退職給付引当金		168,209		172,959
役員退職慰労引当金		80,416		31,708
執行役員退職慰労引当金		99,750		102,083
固定負債合計		349,532		307,096
負債合計		2,762,408		4,567,278
純資産の部				

株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000
繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	1	10,580,803	1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992

諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
営業雑経費合計	210,672	243,290
営業費用合計	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	-

投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	2 101	2 3,210
ゴルフ会員権売却損	-	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	-
特別損失合計	90,943	59,368
税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	129,642	113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千
円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
			別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円
----------------	-----------	-----------

3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	- 千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	8,630	-	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日

平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日
-----------------------	----------	-----------	-------	-------------	-------------

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

(有価証券関係)

1．満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額	(1) 国債・地方債等	-	-	-

を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			

得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,281,738
(2)年金資産(千円)	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	262,764
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	242,061
(7)前払年金費用(千円)	410,271
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	168,209

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	108,925
(2)利息費用(千円)	17,431
(3)期待運用収益(減算)(千円)	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	179,338
(7)その他(千円)(注2)	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	195,268

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(単位：千円)

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度	当事業年度
(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)

繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172
前払年金費用	146,220	133,494
繰延税金負債合計	207,078	161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	
住民税均等割	0.16	
評価性引当額の増減	3.18	
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.48	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	91,562	その他未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他未払金	3,150

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃 貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テ クノロジー 株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サー ビス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジン グサービ ス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシ ステム サービス 料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業 務支援	4,145	その他 未払金	1,648

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571

普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数(千株)	1,817	1,813

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間	
(平成26年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,392,308
有価証券	4,503,686
貯蔵品	2,672
未収委託者報酬	2,835,160
未収運用受託報酬	84,271
繰延税金資産	258,726
その他	221,068
流動資産合計	21,297,894
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	14,060
構築物(純額)	1,547
器具・備品(純額)	88,371
リース資産(純額)	170
有形固定資産合計	104,149
無形固定資産	
ソフトウェア	82,679
ソフトウェア仮勘定	3,885
その他	91
無形固定資産合計	86,656
投資その他の資産	
投資有価証券	3,596,673
前払年金費用	421,561
その他	131,197
投資その他の資産合計	4,149,431
固定資産合計	4,340,237
資産合計	25,638,131

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

負債の部

流動負債

リース債務 754

未払金

未払収益分配金 175

未払償還金 8,852

未払手数料 1,372,909

その他未払金 279,650

未払金合計 1,661,587

未払法人税等 966,772

未払消費税等 2 349,104

賞与引当金 382,000

役員賞与引当金 33,000

その他 671,869

流動負債合計 4,065,087

固定負債

退職給付引当金 146,778

役員退職慰労引当金 32,166

執行役員退職慰労引当金 50,916

繰延税金負債 32,867

固定負債合計 262,728

負債合計

4,327,816

純資産の部

株主資本

資本金 4,524,300

資本剰余金

資本準備金 2,761,700

資本剰余金合計 2,761,700

利益剰余金

利益準備金 360,493

その他利益剰余金

別途積立金 8,900,000

繰越利益剰余金 4,658,210

利益剰余金合計 13,918,704

自己株式 72,415

株主資本合計 21,132,288

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 178,027

評価・換算差額等合計 178,027

純資産合計

21,310,315

負債純資産合計

25,638,131

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

（自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		16,867,457
運用受託報酬		113,806
営業収益合計		16,981,264
営業費用及び一般管理費	1	14,312,421
営業利益		2,668,842
営業外収益		
受取配当金		82,555
有価証券利息		1,807
受取利息		5,629
時効成立分配金・償還金		1,275
その他		2,831
営業外収益合計		94,099
営業外費用		
支払利息		16
時効成立後支払分配金・償還金		3,071
その他		2,321
営業外費用合計		5,410
経常利益		2,757,531
特別利益		
投資有価証券売却益		34,225
特別利益合計		34,225
特別損失		
固定資産除却損		1,398
投資有価証券評価損		58,680
その他		22,227
特別損失合計		82,306
税引前中間純利益		2,709,450
法人税、住民税及び事業税		961,036
法人税等調整額		25,644
法人税等合計		986,680
中間純利益		1,722,769

（ 3 ） 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本剰余金	利益剰余金	
		その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,722,769
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,658,210

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当中間期変動額					
剰余金の配当	-		-		-
中間純利益	1,722,769		1,722,769		1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				127,152	127,152
当中間期変動額合計	1,722,769	-	1,722,769	127,152	1,849,921
当中間期末残高	13,918,704	72,415	21,132,288	178,027	21,310,315

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

1．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	555,450千円

2．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1．減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	20,991千円
無形固定資産	11,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式（株）	9,386	-	-	9,386
---------	-------	---	---	-------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,392,308	13,392,308	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,824,207	7,824,207	-
(3) 未収委託者報酬	2,835,160	2,835,160	-
(4) 未払手数料	1,372,909	1,372,909	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,859,109	2,501,935	357,173
	小計	2,859,109	2,501,935	357,173
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,965,098	5,045,660	80,561
	小計	4,965,098	5,045,660	80,561
合計		7,824,207	7,547,595	276,611

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,748円57銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	21,310,315
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,310,315
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	949円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,722,769

普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	1,722,769
普通株式の期中平均株式数（株）	1,813,864

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成26年11月26日
効力発生日	平成26年12月25日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成26年9月末現在、324,279百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成26年9月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	同上
株式会社SBI証券 ^(注)	47,937	同上
楽天証券株式会社 ^(注)	7,495	同上

(注)「マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収

（８）その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

（1）目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

（2）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

（3）目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

（4）本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（5）目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

(6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月14日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成26年8月16日から平成27年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成27年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月14日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成26年8月16日から平成27年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成27年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月14日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成26年8月16日から平成27年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成27年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月14日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンドの平成26年8月16日から平成27年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド（通貨選択型）マネープールファンドの平成27年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。